

令和5年度かながわの遺跡展

華ひらく

律令の世界

The Blooming World of RITSURYO



匠厨

鎌倉錦鏡食里
相模守稻天平五年九月

銘五十年子及
年十月十日

郡厨

神奈川県教育委員会
神奈川県立歴史博物館
茅ヶ崎市教育委員会

ごあいさつ

律令とは、「律：刑法」と「令：行政法・民法等」の意味で、もともと中国の隋・唐で整備された国家の法規則のことです。これが7世紀後半以降に日本で導入されたことで、社会体制が大きく変化してゆき、律令に規定された新しい時代がやってきます。神奈川県内でも、現在の平塚市に相模国の中心として国府が、各郡には郡家が造営され、行政システムが整備された様が見て取れます。また、海老名市には相模国分寺が建立され、ほかにも各地で寺院が置かれるようになり、集落単位でも仏教施設を設ける場所が出てくるなど、信仰面での充実も著しいことがわかっていて、それはまさに「華ひらく」という形容に相応しい様相であったことでしょう。

本展示を通して最新の調査成果からわかる神奈川県内の「律令の世界」をご覧いただき、古代社会が変容する様子を感じ取っていただくとともに、かながわの豊かな古代史を知るきっかけになれば幸いです。

令和5年12月

神奈川県教育委員会
神奈川県立歴史博物館
茅ヶ崎市教育委員会

目次

序章 かながわの律令世界	…1	第3章 華ひらく律令のころ	…17
第1章 律令へのみちのり	…3	(1) 律令国家と信仰	…17
(1) かながわの国造と古墳	…3	(2) 仏教のひろがり	…21
(2) 律令の胎動	…5	(3) 古代の信仰	…25
第2章 はじまる、かながわの律令世界	…7	第4章 変容、そして新時代へ	…26
(1) 律令に形作られる社会	…7	(1) 律令制度の崩壊	…26
(2) 国府の造営	…10	(2) 兵の時代	…27
(3) 地方支配と郡家	…14	終章 律令のおわり	…28
(4) 古代交通のネットワーク	…16		

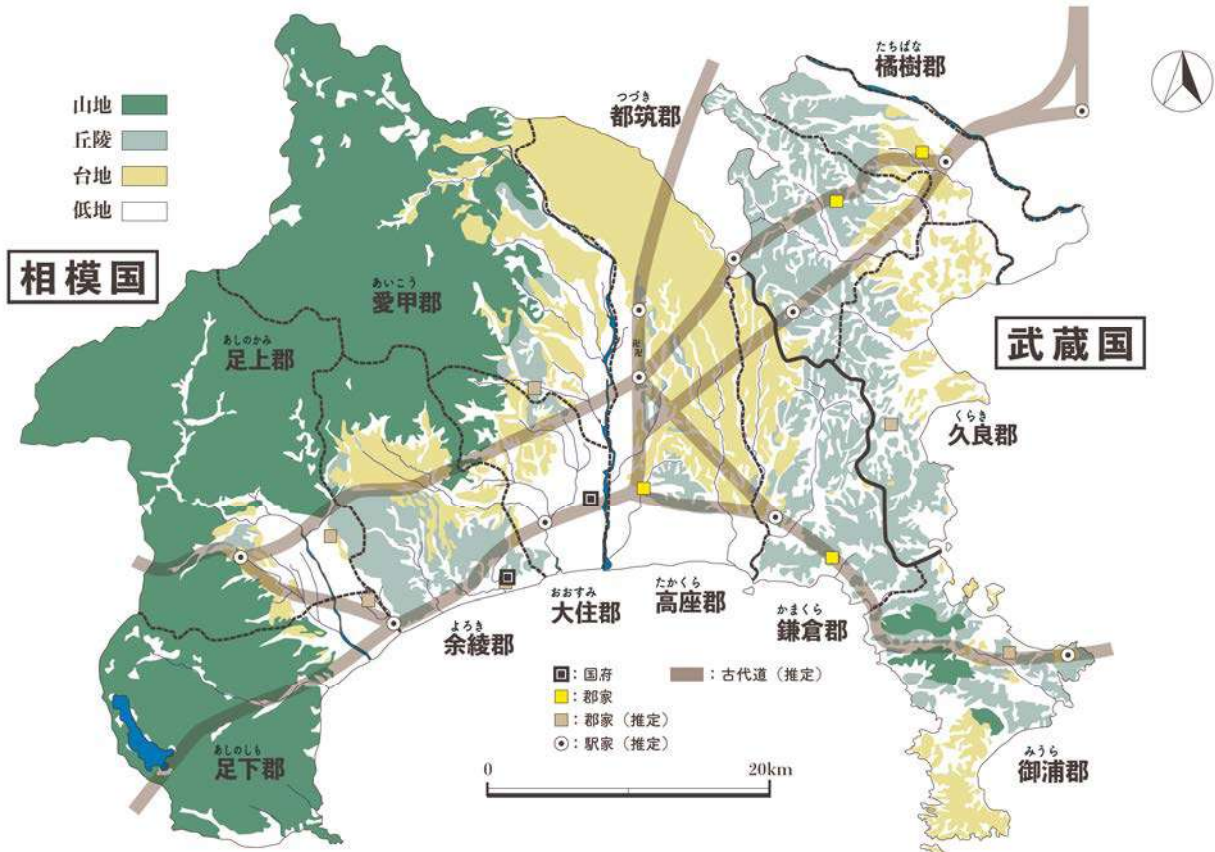
例言

- 本図録は、令和5年度かながわの遺跡展「華ひらく律令の世界」の展示図録です。
- 本展示会は、神奈川県教育委員会（埋蔵文化財センター）・神奈川県立歴史博物館・茅ヶ崎市教育委員会の共同主催によるものです。
- 展示会場と会期は次のとおりです。
【茅ヶ崎会場】茅ヶ崎市博物館 令和5年12月16日（土）～ 令和6年1月24日（水）
【横浜会場】神奈川県立歴史博物館 令和6年2月3日（土）～ 令和6年3月6日（水）
- 会期中、講演会を次のとおり行います。
第1回 令和6年1月13日（土） 独立行政法人奈良文化財研究所特別研究員 井上和人氏
〔於：茅ヶ崎市コミュニティホール〕
第2回 〃 年2月10日（土） 東京大学名誉教授 佐藤信氏
〔於：神奈川県立歴史博物館 講堂〕
第3回 〃 年2月17日（土） 東海大学非常勤講師 田尾誠敏氏
〔於：神奈川県立歴史博物館 講堂〕
- 本図録に掲載した出土品等の所蔵・保管先については、神奈川県教育委員会所蔵のものは省略しています。
- 遺跡名称等の表記については、原則として報告書等の記載に従っています。
- 本展示の企画・図録作成は、神奈川県立歴史博物館（担当 桑山童奈）、茅ヶ崎市教育委員会（担当 三戸智也）、茅ヶ崎市博物館（担当 渡部敦寛）の協力と、神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課各員の助言を得て、同課中村町駐在事務所〔埋蔵文化財センター〕の立原遼平が行いました。

序章 かながわの律令世界

律令とは、「律：刑法」と「令：行政法・民法等」の意味で、日本で7世紀後半以降に導入された中国由来の法規則のことです。律令をもとに国家運営を行うことで、古墳時代から続く豪族主体の社会体制を変化させ、天皇を中心とした中央集権国家の実現を目指して導入されました。こうした社会の大転換が7世紀後半から8世紀初頭にかけて起こり、その制度は関東にも及びました。

皇極天皇四(645)年に乙巳の変で蘇我宗家を滅ぼした中大兄皇子たちは、多くの政治改革を断行していきました。中大兄皇子は後に天智天皇に即位し、続く天武・持統天皇の時代で日本の「律令」の骨子が形作られ、大宝元(701)年の大宝律令で完成をみることになります。ここに至って、各地で強い力を持っていた豪族の時代は大きな変化をみせることになるのです。



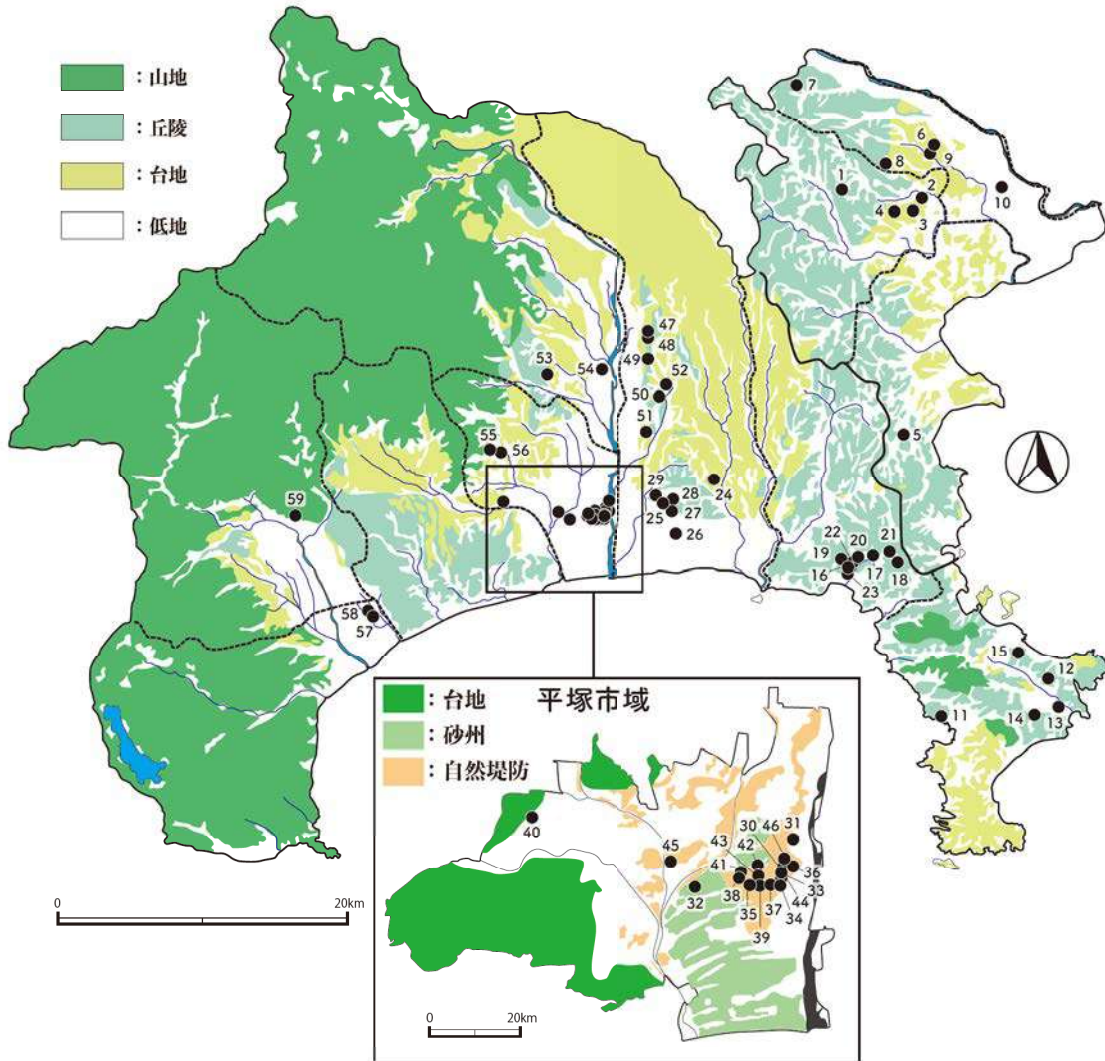
1. 古代かながわの郡配置

本展示の主要遺跡とその時代（年代は概数）



中央に天皇を中心とした朝廷を置き都が築かれる一方、地方では7世紀後葉までに国と評（後の郡〔以下同じ〕）が設けられました。現在の神奈川県内でも相模国8評と武蔵国3評が設置されたと考えられています。こうした土地を区別していくことは、つまるところ、これまで豪族の土地であったところを、すべて国家の土地として管理していく政策の一環として行われたものでした。都から派遣された官人は国の役人「国司」として国衙（国の行政機関）で管理を行い、地元に住む豪族たちは評を管理する役人「評司（郡司）」として評家（郡家/評〔郡〕の行政機関）で評内を取り仕切っていました。

こうした社会体制の変化がどのようなものだったかは、発掘調査によって明らかにされる部分が大きく、古文書などの文献史料には残されない地元の人々のリアルな生活を垣間見ることができます。また、近年では茅ヶ崎市の下寺尾官衙遺跡群（相模国高座郡家跡）と川崎市の橋樹官衙遺跡群（武蔵国橋樹郡家跡）で飛鳥から奈良・平安時代の地域社会を考える上で重要な成果が上がっており、国の史跡となっています。いま、かながわの古代史には大きな関心が寄せられているのです。



- 1 長者原遺跡 2 北川表の上遺跡 3 神隠丸山遺跡 4 綱崎山横穴墓群 5 弘明寺 6 橋樹官衙遺跡群
- 7 細山古墓群大久保古墓 8 有馬古墓群入山グループ 9 野川古墓群南耕地B地点 10 白山古墳
- 11 乗越瓦窯跡 12 上吉井南遺跡 13 蓼原遺跡 14 佐原泉遺跡 15 宗元寺跡 16 今小路西遺跡
- 17 大倉幕府跡 18 公方屋敷跡 19 佐助ヶ谷遺跡 20 北条泰時・時頼邸跡 21 永福寺跡
- 22 千葉地東遺跡 23 下馬周辺遺跡 24 南鍛冶山遺跡 25 七堂伽藍跡 26 居村B遺跡
- 27 北B遺跡 28 西方遺跡 29 大曲五反田遺跡 30 六ノ域遺跡 31 林B遺跡 32 厚木道遺跡
- 33 高林寺遺跡 34 稻荷前A遺跡 35 神明久保遺跡 36 坪ノ内遺跡 37 稻荷前B遺跡
- 38 構之内遺跡 39 天神前遺跡 40 真田・北金目遺跡群 41 梶谷原B遺跡 42 七ノ域遺跡
- 43 山王A遺跡 44 高林寺寺院跡 45 本宿B遺跡 46 大会原遺跡 47 国分尼寺北方遺跡
- 48 相模国分尼寺跡 49 相模国分寺跡 50 大谷向原遺跡 51 本郷遺跡 52 宮久保遺跡 53 愛名宮地遺跡
- 54 川田前遺跡 55 登尾山古墳 56 栗原古墳 57 千代南原遺跡・千代仲ノ町遺跡・千代廃寺
- 58 下曾我遺跡 59 からさわ瓦窯跡・かなんざわ横穴墓群

2. 展示した県内遺跡

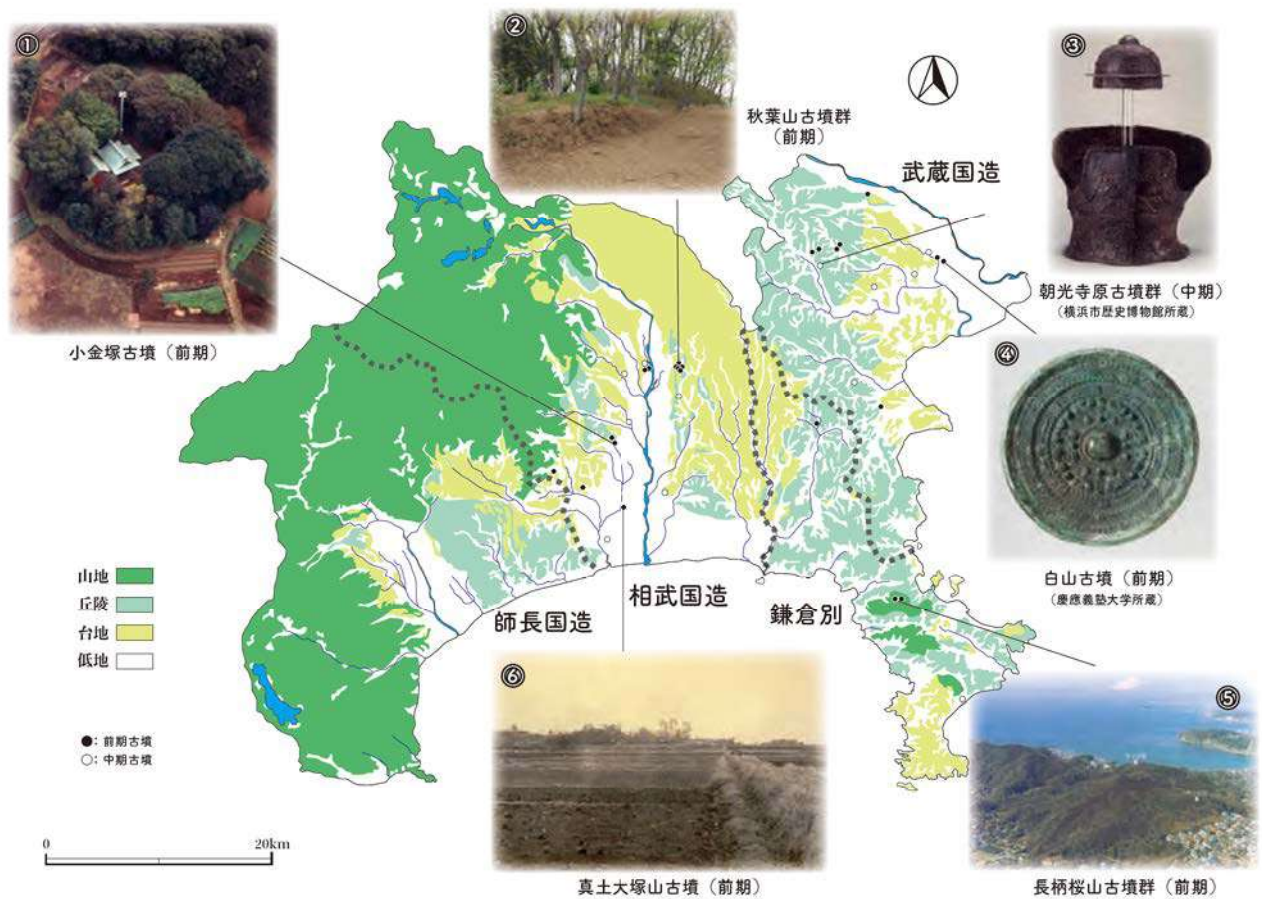
第1章 律令へのみちのり

(1) かながわの国造と古墳

7世紀後半に中央集権国家体制が整備される以前の地方において、地域の支配者として権力を有していたのは豪族でした。その地域の民衆に対して絶対的な支配を行って、畿内のヤマト王権とのつながりを持ちつつも、土地やそこに住まう人々は豪族が管理するものであったのです。

彼らはヤマト土権から「国造」という役職を与えられていました。『古事記』成務天皇段には、「大國・小國の国造を定め賜ひ、また国々の界、および大県・小県の県主を定め賜ひき」とあり、同様の記述は『日本書紀』にもみえます。この「国造」という役職を与えることで、ヤマト王権の地方官としての役割を与えた訳です。これは「国造制」と呼ばれ、古墳時代の基本的な地方統治体制となっていました。

現在の神奈川県域は律令制が導入される以前から、大きく2つの地域に分かれていたとされます。現在の東京都と埼玉県、そして神奈川県の川崎市と横浜市の大部分が“ムサシ”、それより以西の地域が“サガミ”と認識されていました。こうした地域の中で豪族の領域が分かれており、ムサシでは秩父の一帯を治めた知々夫国造と武蔵国東部を治めた无邪志国造、それ以外の地域を治めた武蔵国造とがいたとされます（諸説あり）。相模地域では、後に高座・大住・愛甲郡に分かれる地域を治める相武国造と足上・足下・余綾郡を治める師長国造、そして御浦郡・鎌倉郡を治める鎌倉別がいたと考えられています。

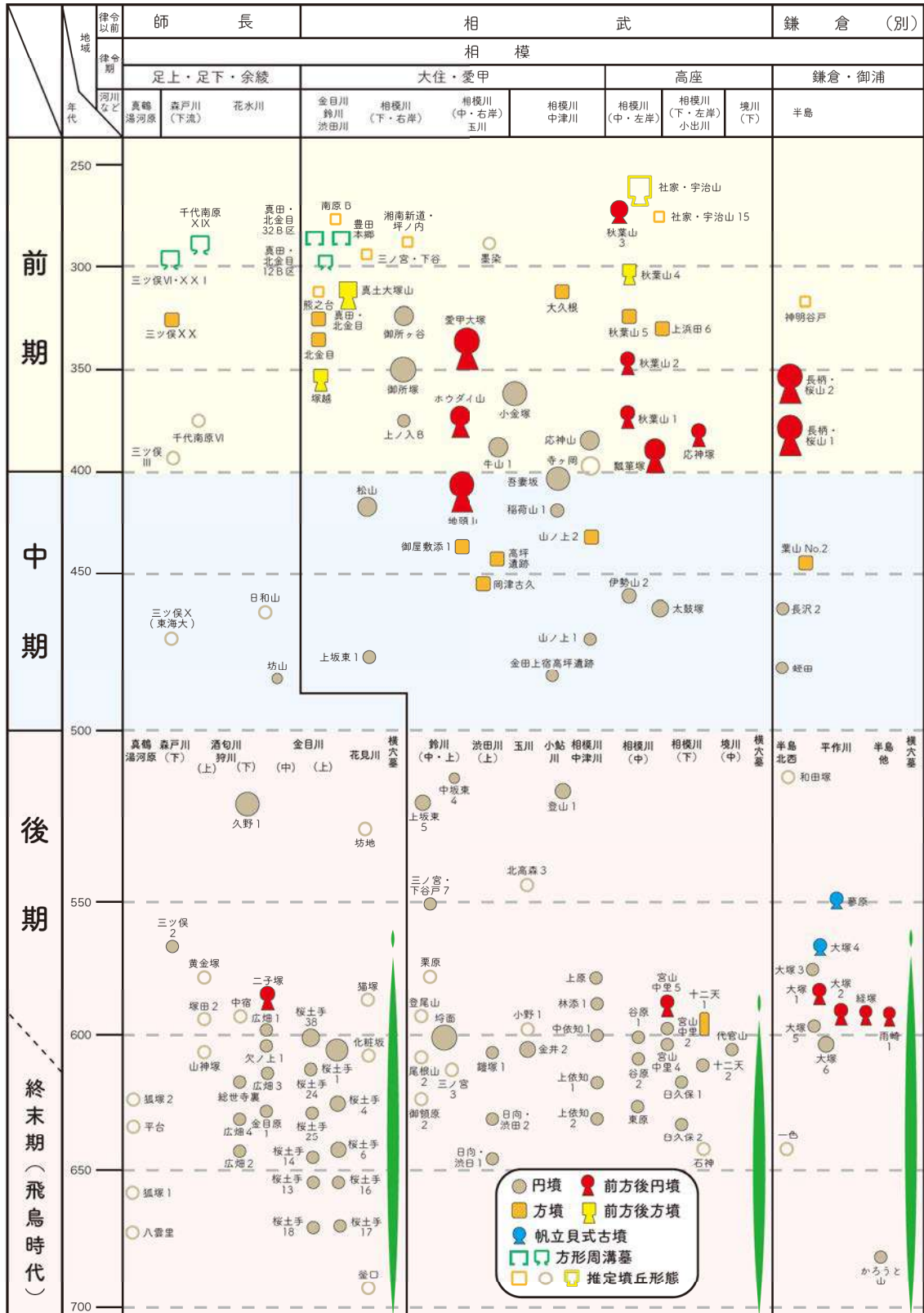


3.国造の領域と神奈川県内の主要古墳（前・中期）

国造をはじめとする豪族たちは、古墳や横穴墓などに葬られました。神奈川県内における前期古墳の中では、川崎市幸区白山古墳と平塚市真土大塚山古墳で三角縁神獣鏡が副葬されており、両古墳で出土したこれらは京都府の椿井大塚山古墳出土のものと同範鏡（同じ範型で作製された鏡のこと）であることが指摘されています。両古墳に埋葬された豪族がヤマト王権との強い関係にあったようです。

日本で出土している三角縁神獸鏡の分布と同範関係をみると、ヤマト王権のお膝元である畿内で集中していますが、東日本では散在的な出土になっていきます。神奈川県内では2面のみの出土であり、集中した出土とはいえない状況です。関東地方で最も出土が多いのは群馬県で、これまでに10面以上が確認されており、古墳時代に大きな勢力を築いた「上毛野氏」という有力豪族がいたためと考えられていて、ヤマト王権との結びつきも深かったことが指摘されています。

神奈川県内で三角縁神獸鏡が出土した2基の古墳には、こうしたヤマト王権との関係が強い豪族が存在した可能性が考えられます。



4. 神奈川県内の主要な古墳の変遷

(2) 律令の胎動

大規模な古墳が築造された古墳時代前期に比べ、中期は古墳の数が減少し、副葬品や構造も貧弱なものが多く、古墳時代中期における豪族の足跡が不明瞭になります。これが古墳時代後期後半（6世紀後半）になると、古墳の数が増加していき、横穴式石室の導入や横穴墓の出現など古墳の構造自体も変化していきます。

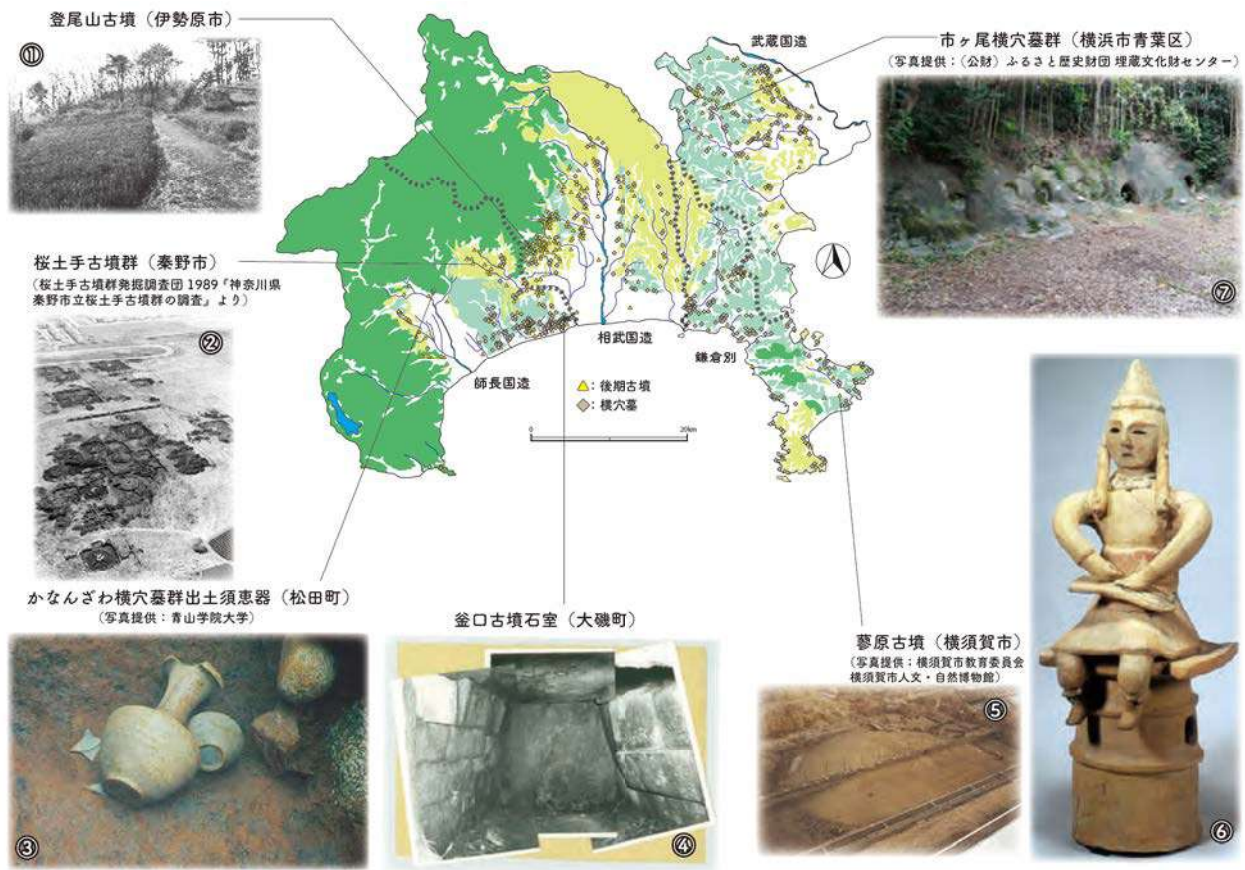
伊勢原市三ノ宮の古墳群では、装飾大刀が集中的に出土しています。加えて馬具なども出土していて、豪華な副葬品を伴って埋葬されたことがわかってきました。こうした副葬品は同時代の首長墓で見られるもので、当時の権威の象徴であり、豪族の時代を表象するものですが、一方で畿内のヤマト王権とのつながりの中で解釈できるものといえます。

6世紀後半から7世紀には群集墳（群集して築かれた小規模な古墳）が爆発的に増加するとともに、丘陵に横穴墓が密集して築かれます。しかし、唐を範として中央集権国家の構築が進められるようになる頃、体制の変化や薄葬令（大化二（646）年に発布された墳墓の規模を身分に応じて制限する勅令）によって、群集墳や横穴墓が造営されなくなっていました。



5. 登尾山古墳出土の銅鏡

（三ノ宮郷土博物館所蔵）



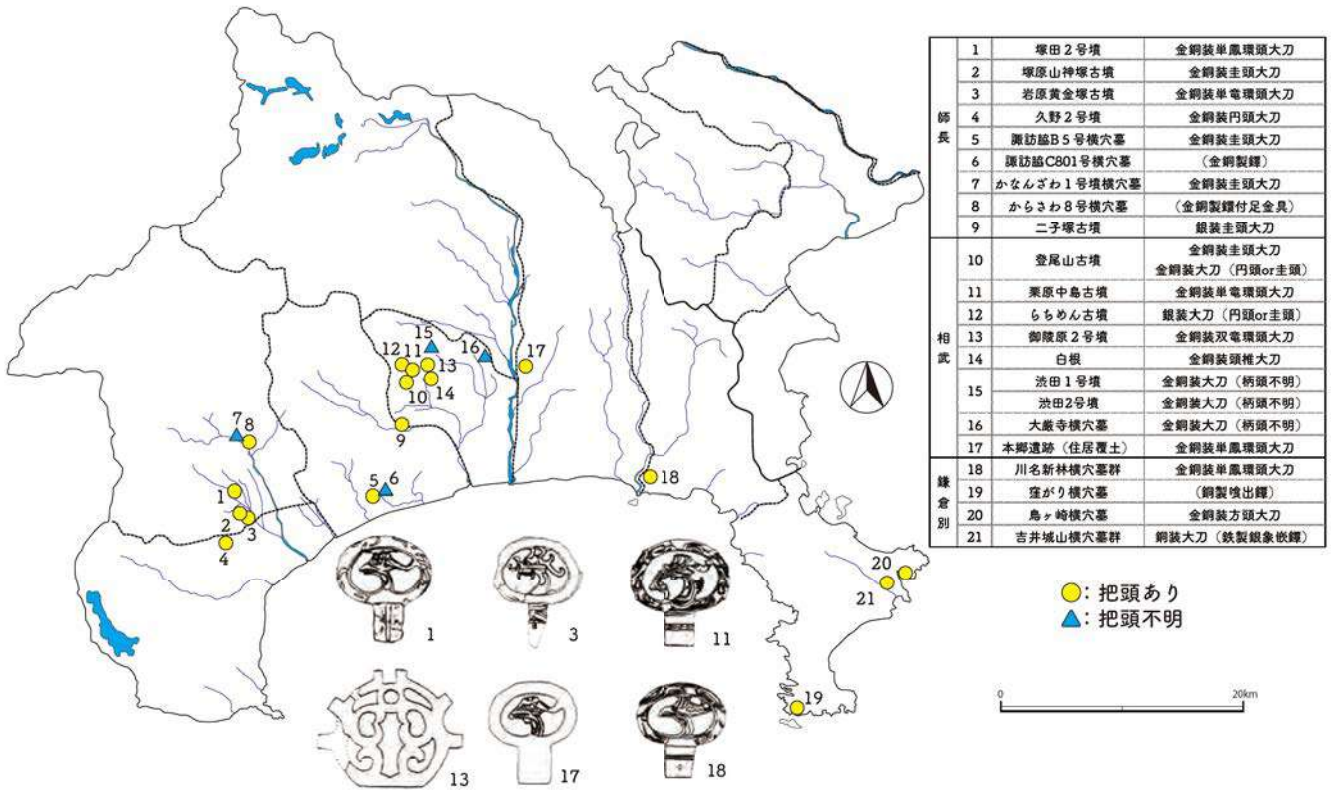
6. 神奈川県内の主要古墳（後期）

三ノ宮古墳群・登尾山古墳

金目川の支流である鈴川流域の比々多神社周辺に分布する古墳群です。多数の古墳があったようですが、現在その多くが消滅してしまっています。このうち、登尾山古墳は河原石を積み上げて構築した横穴式石室が確認され、その中から五獣形鏡・馬具・刀子・直刀・鉄鏃・玉類・人物埴輪・形象埴輪などとともに脚付銅鏡が出土しています。

出土遺物はすべて伊勢原市の指定文化財になっており、^{けいとう}圭頭大刀などの装飾大刀や金銅装の馬具、銅鏡など特徴的な遺物が出土しています。また、古墳は標高105mの丘陵上に位置し、南方には大磯丘陵から相模湾、江ノ島、三浦半島までを望めます。こうした出土遺物の特殊性や立地環境から、古墳時代後期の6世紀後半から7世紀にかけて相武国造域を支配した首長の墓域であった可能性が指摘されています。

その他にも、三ノ宮地区では栗原古墳から^{こんどうたんりゅうかんつかがしら}金銅単竜環把頭が発見されている点も注目されます。こうした権威の象徴とも言える出土品が見つまっていることから、三ノ宮地区周辺が首長と関係した地域であると考えられています。



7.相模の金・銀装大刀出土遺跡

7世紀の中央と地方

7世紀は日本の国家体制が大きな変化を見せた時代です。592年に^{すいこ}推古天皇が即位すると、^{うまやどのおう}厩戸王(聖徳太子)が摂政として国政の変革を行い、^{けんずいし}遣隋使を派遣して中国大陸の進んだ文化を積極的に受容していきました。その後、603年には冠位十二階を制定して官吏の体制を整備し、2年後には十七条の憲法を制定して、^{そが}国家としての体制を急速に整備していきます。

畿内の大豪族であった^{そが}蘇我氏が台頭しますが、645年の乙巳の変で^{なかのおおえのおうじ}中大兄皇子と^{なかとみのかまつたり}中臣鎌足により蘇我氏が打倒されます。その後、^{おおきみ}大王(天皇)を中心とした政治体制を志向して、様々な政策が出され、^{ひょうじ}国造制は廃止となり、新たに^{ぐんじ}評司(郡司)といった地方官が設定され、一気に中央集権国家体制へと舵を切ることになったのです。

一方、関東地方では8世紀初頭頃まで墳墓が築かれたことがわかっています。これは古墳時代の伝統を引き継ぐものであり、中央の変革が関東地方の墓制をひといきに変化させたわけでないことが理解できます。とはいえ、有力豪族層は郡司となり、各地の土地を国家のもと「管理」する立場になったことは大きく、都から任命されて派遣される国司のもと、各郡の経営を行っていきました。

こうした体制は7世紀後半に浸透していき、国司・評司(郡司)による地方支配の体制が築かれた重要な時代といえ、律令国家の萌芽といえるでしょう。

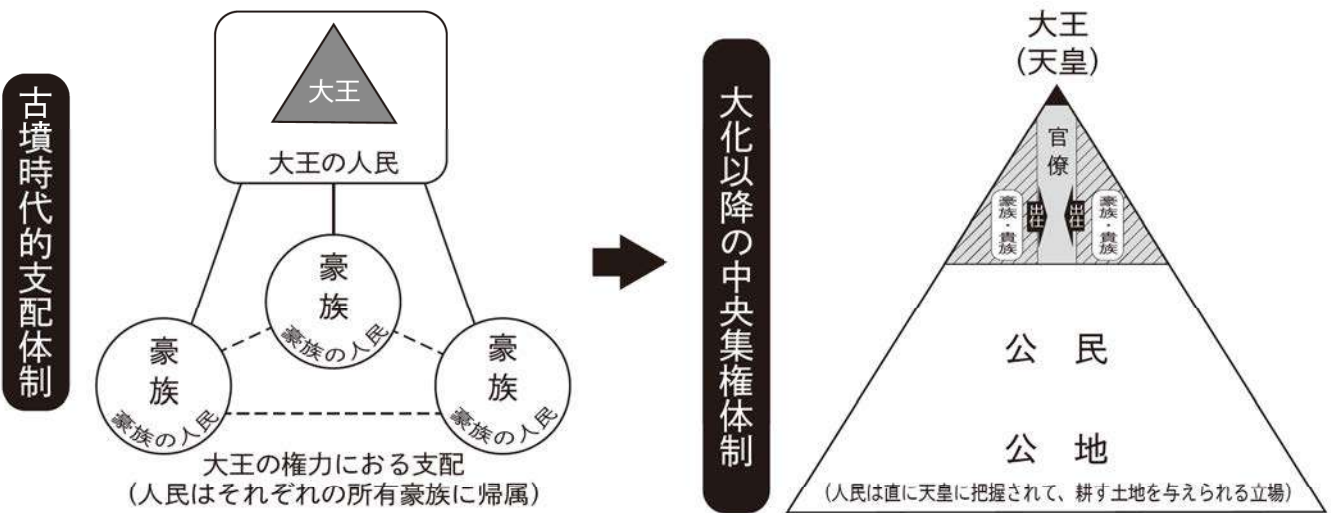
第2章 はじまる、かながわの律令世界

(1) 律令に形作られる社会

律令に基いた国家体制は、特に唐代で発展をみせ、東アジアの古代国家に普及していきました。日本でも、推古朝（593～628年）における厩戸王の施策などにその影響をみることはできますが、これが国家の基盤として整備されていったのは、645年の乙巳の変以降の7世紀後半でした。

天智天皇が668年に制定したとされる「近江令」はありますが、はじめて体系的に律令が制定されたのは、持統天皇が689年に制定した「飛鳥浄御原令」と考えられています。しかし、現存してはならず、律も制定されたかどうか定かではありません。現存し、以後の時代を通して規範となるのは、文武天皇のもと刑部親王と藤原不比等が編纂した「大宝律令」で、これによって日本での律令が完成しました。

律令制度の整備に伴って、7世紀後半には国家体制も大きく変革していきます。天武朝の頃には五畿七道に区分され、地方行政単位としての「国」が成立したと考えられます。都と地方とをつなぐ道路が整備されていき、律令国家に組み込まれていったことがわかっています。



8. 支配体制の変化

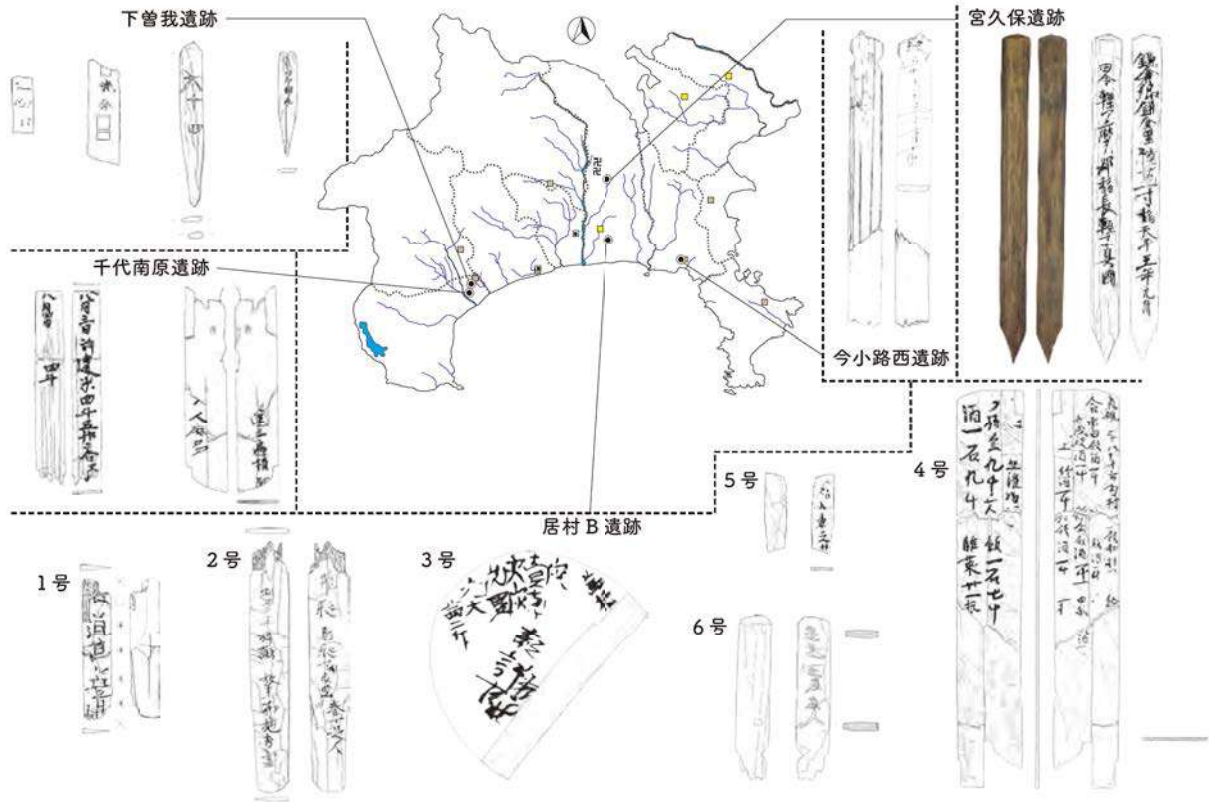
文書行政の成立

律令制度では、情報伝達に文書を用いました。日本では、木簡や紙に字を記すことが多く、中国でよく見られる竹の札を連結させた竹簡は、ほとんど使用されていませんでした。実際、平城京などの宮都を調査すると、大量の木簡が出土します。

木簡にも種類があります。運搬している荷物の付札である荷札木簡は、都への税の貢納と関係するものですし、「急々如律令」などと書かれていれば呪術目的の木簡であるとわかり、多様な目的で木簡を用いていたことが理解できます。

神奈川県では7遺跡（鎌倉市今小路西遺跡、茅ヶ崎市居村B遺跡、茅ヶ崎市下寺尾官衙遺跡群、小田原市下曾我遺跡、小田原市千代南原遺跡、綾瀬市宮久保遺跡、伊勢原市西富岡・向畑遺跡）から計17点の木簡が出土しています。このうち、居村B遺跡からは1～6号までの6点が出土していて、1・6号は習書（文字の練習）した木簡、2号は放生（生き物を野に解き放つ仏教祭祀）への物品の供出を記した木簡、3号は茜による染物に関係した容器の蓋として内容物である茜の名を記載した木製品、4号は公的な行事の帳簿の木簡、5号は目的不明ですが人名が記された木簡で、様々な目的で木簡が使われていたことがわかります。

神奈川県内では、このほかに文字や記号、絵などを土器に記した墨書土器も出土していて、7世紀後半以降、文書による行政体制が整備されるに伴って文字の普及も進んでいったようです。



9. 神奈川県内出土の主要な木簡

刀筆の吏

中国には、「文房四宝」という言葉があります。これは中国文人の文房趣味を背景にして南宋時代以降に多く用いられるようになる用語で、「筆・墨・硯・紙」のことを指します。こうした文房具は、律令官人たちにとっても大事なものでした。発掘調査では、須恵器の円面硯・風字硯などの硯が出土しますが、それ以外にも須恵器の破片を転用して硯として用いた例が確認されます。このほかに、木簡を削る刀子も重要で、書いた文字を削って消す消しゴムのような役割で使っていました。これが官人が「刀筆の吏」と呼ばれる由縁ともなっています。

また、官人の帯の飾りである丸鞆や巡方が出土することもあり、律令官人の息吹を感じることができる資料といえるでしょう。



10. 官人の大事な七つ道具 (横浜市歴史博物館所蔵)



11. 帯金具の名称



12. 相模国府出土の帯金具 (平塚市教育委員会所蔵)



13. 武蔵国府出土の硯・水滴 (府中市教育委員会所蔵)

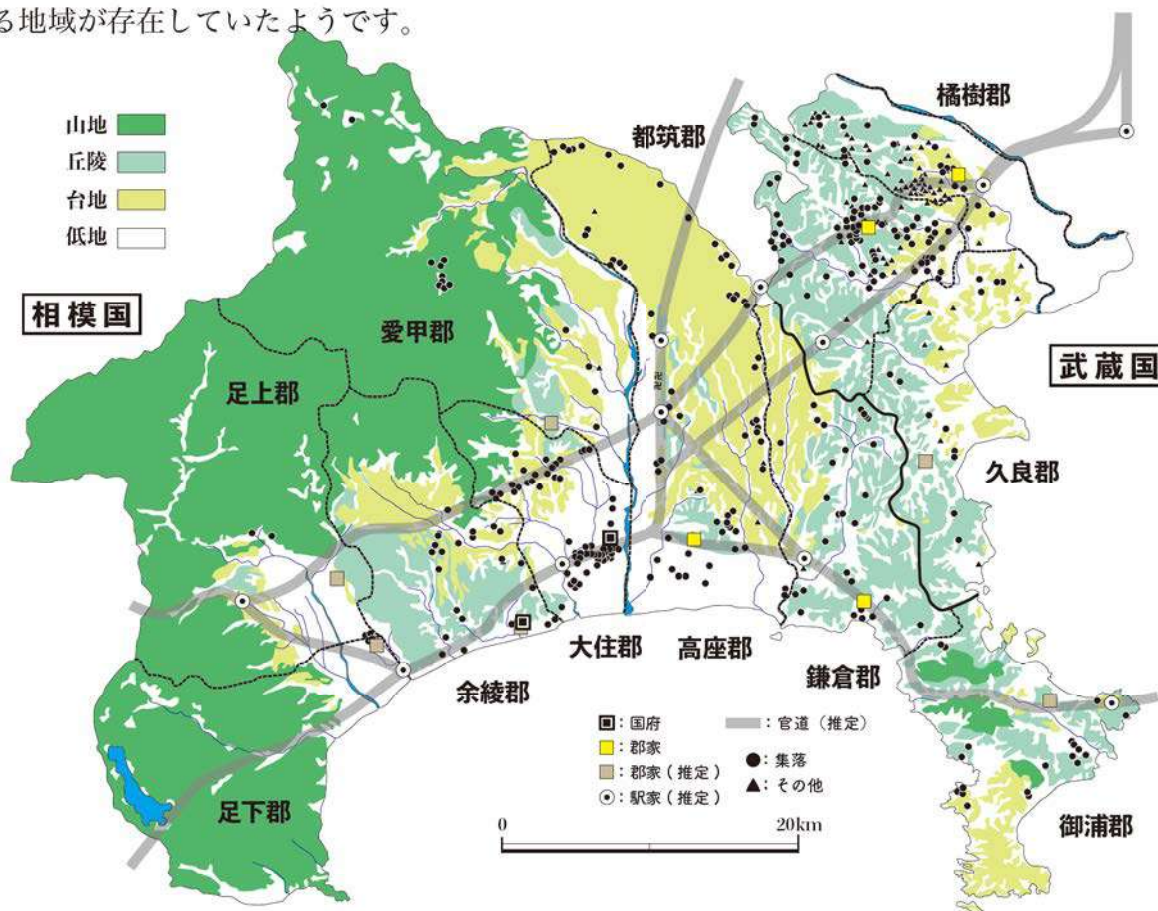
国の成立と国境

天皇を中心とした中央集権国家を目指して、相模地方の行政体制も大きく変革されていきます。まず、孝徳朝（645～654年）の頃に相武国造、師長国造、鎌倉別の3つの領域を包括する相模のクニが成立しました。その後、『日本書紀』天武十二（683）年12月丙寅（13日）条には、「諸王五位伊勢王・大錦下羽田公八国・小錦下多臣品治・小錦下中臣連大嶋并て判官・録史・工匠ども者等を遣はして、天下を巡行して諸国の境界を定む」とあるので、この頃に名実ともに相模国が成立したと考えられています。

現在の神奈川県は、川崎市と横浜市の大部分が武蔵国、それ以外の地域は相模国の領域でした。北方では多摩丘陵の通称「よこやまの道」が、南方では境川辺りで国境が設定されていたと考えられています。

武蔵国豊島郡の上丁椋椅部荒虫の妻、宇遲部黒女が詠んだ「赤駒を山野に放し捕りかにて 多摩の横山徒歩ゆか遣やむ」という歌は、防人に行く夫を思う妻の心情を歌ったものですが、大変な道を徒歩で行かせてしまったことへの後悔の歌でもあります。こうした急峻な丘陵部が、当時の相模と武蔵の国境でありました。

なお、甲斐国と相模国との国境は不安定であったようで、延暦十六（797）年には国境を巡る紛争があったことが知られており、天武朝の国境画定以後も、山間部などでは双方の国が領域を主張する地域が存在していたようです。



14.郡の配置と主要遺跡

相模・武蔵における郡の成立

7世紀後半に各地域を国造が治める「国造制」が廃止され、新たな地方行政制度が成立します。これは「国評（のちに国郡）制」といい、中央の役人が補任する「国司」が国の行政全般を行うようになります。また、国の中には評（のちの郡）が設けられて、旧来の豪族たちから選ばれる「評司（のちに郡司）」が取税や評（郡）内の管理を行うようになりました。

武蔵国には22郡、相模国には8郡が設けられ、このうち、橘樹郡・都筑郡・久良郡の武蔵国3郡と相模国全郡（御浦郡・鎌倉郡・大住郡・愛甲郡・高座郡・余綾郡・足上郡・足下郡）が現在の神奈川県域に当たります。

(2) 国府の造営

国府・評家（郡家）の成立

7世紀後半には、地方の管理体制をより精緻なものにするべく、中央の出先機関として役所（官衙）の造営が進められます。各国には国の行政全般を司る「国府」が築かれ、各郡にも評（郡）の行政を司る「評家（郡家）」が整備されます。現代的に言えば、国府は県庁、評家（郡家）は市役所のようなものと言えるでしょう。

神奈川県内では、発掘調査から平塚市^{しのみや}四之宮周辺に相模国府が置かれたことがわかっており、丹念な発掘調査によって、相模国府の構造が判明してきています。また、茅ヶ崎市下寺尾官衙遺跡群や鎌倉市今小路西遺跡、横浜市長者原遺跡、川崎市橋樹官衙遺跡群では郡家の構成施設が見つっています。

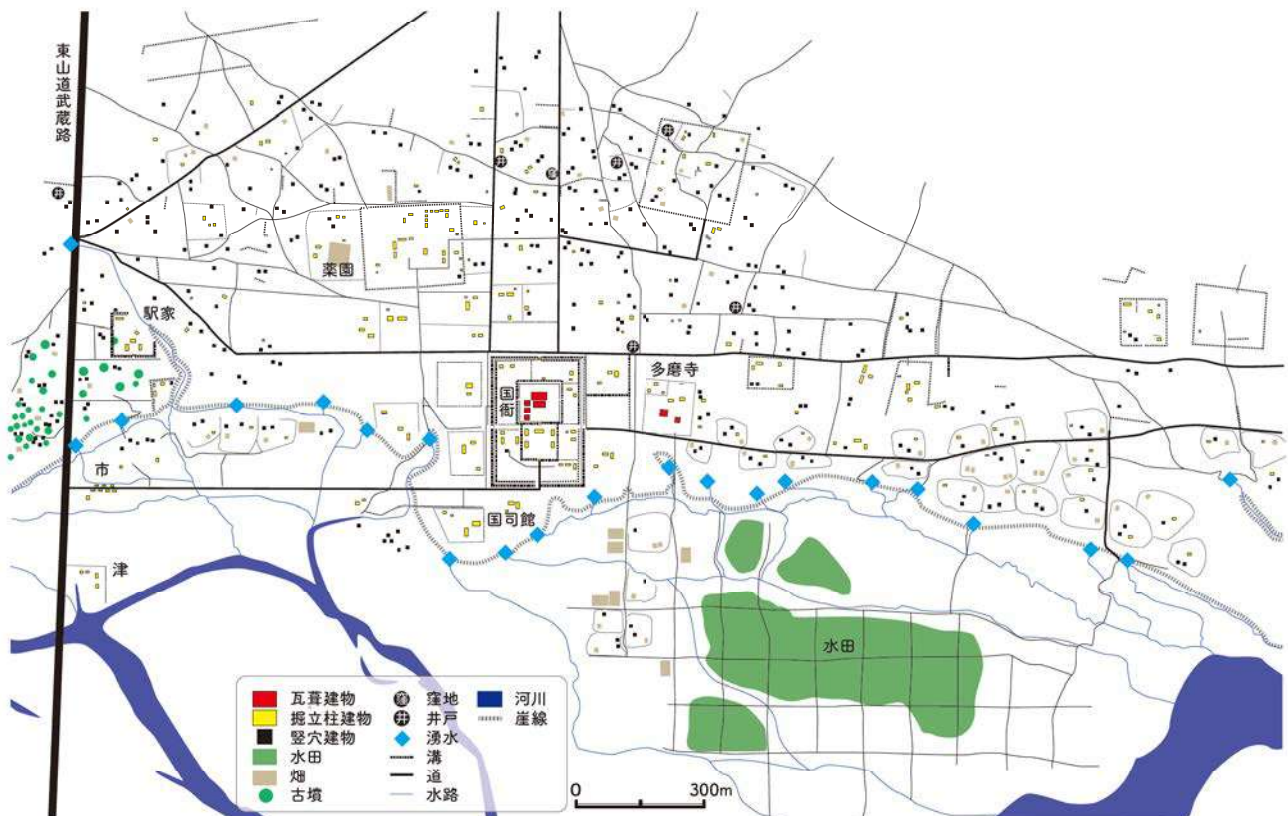
旧来の国造制から律令制への転換は、こうした地方官衙の成立によって知ることができ、新しい地方行政制度の到来をみることもできるのです。

国府の様相

国の行政的な中心である国府は、重層的な構造でした。国府の中で最も格式が高い象徴的な空間である「国衙」、国府で働く人々の食事や饗応のための食事をつくる「厨家」は、地方官衙にとって重要な施設です。加えて、官衙の造営・維持や国内の生産活動の拠点としての「工房」も大事な施設で、国府で使用される金属製品を製作する鍛冶工房や調・庸（税）のための紡織（織り物）工房などが築かれたことが知られています。

また、国司は宮都の官人が派遣されて来ているため、在庁時の官舎として「国司館」が設けられていました。さらに、地方豪族の氏寺として造営される寺などの施設は、地域における人々の結びつきを強める効果があったと考えられます。このほか、「国府市」など交易の拠点や交通の結節点としての機能を有することが重要であったようで、国府はこうした多様な施設が築かれた場所でした。

近隣では、東京都府中市に所在する武蔵国府跡において調査の進展が著しく、全容解明が進む数少ない国府と言えます。



15. 武蔵国府の施設構成

武蔵国府の構造

武蔵国府では、様々な施設が発見されています。旧来の国造制から律令制への転換は、こうした地方官衙の成立によって窺い知ることができ、新しい地方行政体制の到来をみることができます。

国衙

おおくにたま

大國魂神社とその東側一帯において、大きな溝に囲まれた区域が見つかっており、内部から大型の掘立柱建物跡や礎石建物跡がみついています。また、瓦葺きの建物跡も確認されていて、同区域が国府の重要な政務・行事を行った国衙であると判断されています。南北約 290m、東西約 200m の範囲と想定され、その中央の約 100m 四方の溝で区画された範囲に、国衙の中心施設である「国庁」が位置していたと考えられます。



16. 国衙の遺構



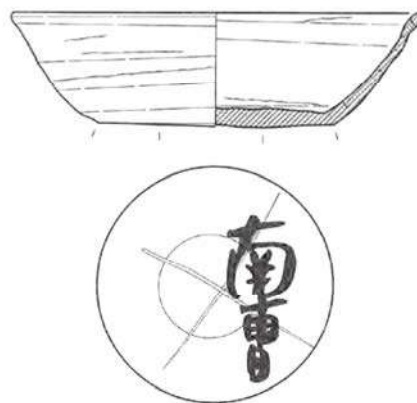
17. 国司館と考えられる廂付建物跡

国司館

中央から派遣された国司の官舎が国司館です。武蔵国府では国庁の南西で奈良時代の国司館跡と平安時代の国司館跡が発見されました。奈良時代の国司館跡では、それより前に建築された掘立柱建物が発見されており、7世紀末頃には国庁の機能を兼ね備えた国司館が存在した可能性が指摘されています。

曹司

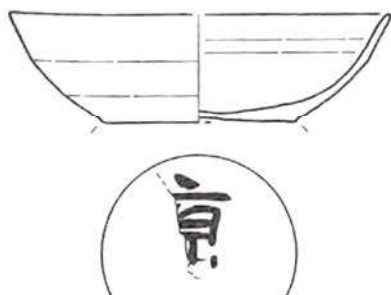
武蔵国府では、国衙の北西 300m の場所に、東西 230m、南北 190m 以上の範囲が溝で囲われていました。この内側からは、大型の掘立柱建物跡や三面庇建物跡、総柱建物跡などが発見され、周囲の区画溝内からは畠の畝と考えられる遺構が確認されています。この遺構群について、国府の給食施設である「厨家」である可能性が指摘されています。また、近接する畠は薬草を栽培した薬園の可能性が考えられています。こうした「曹司」と考えられる遺構が、国衙の周辺で確認されています。



18. 「南曹」墨書土器

国府のマチ

武蔵国府周辺では、7世紀中葉から竪穴建物が分布し始め、8世紀初頭に激増します。その後、国衙の周辺で継続的に建物が築かれることがわかっており、井戸などの水場が確保されていきました。武蔵国府域全体では、これまでに約 4000 軒の竪穴建物跡、約 900 棟の掘立柱建物跡が発見されていて、鎌や鋤などの農具、鋸などの工具、鉄鏃などの武器が出土しています。建物が群立する様は地方の都のようであり、「京」と墨書された土器が出土することから、地方の中心として国府が認識されていたと考える見方もあります。



19. 「京」墨書土器

工房

国府では、多様な物品の生産が行われていました。鉄や銅製品を作るには製錬・鍛冶の工房が必要で、糸・布製品を作る際には紡織の工房が必要です。武蔵国府域では鍛冶工房がみついているほか、糸を紡ぐ紡錘車や漆を扱う作業に使われたパレット・貯蔵具が出土していて、国府内に工房が点在している状況がわかっています。



20.鍛冶炉の出土状況



21.「多研」墨書の硯
(府中市郷土の森博物館所蔵)

寺院

国衙の東方には、「多磨寺」という寺院名が記された瓦や「多研」と墨書された硯が出土しています。この周囲には国衙よりも古い段階（8世紀初頭～前葉）の瓦が多数出土しているほか、塔心礎と考えられる大石などもみつかっており、瓦葺きの堂塔を備えた「多磨寺」という寺院が存在したことがわかりました。

交通に関する施設

上野国から武蔵国府に至る東山道（古代に国が整備した道路のひとつで、主に山国を経由して東北方面に延びる道）の支路は、「東山道武蔵路」と呼ばれ、武蔵国府の西端で発見されています。また、国府と国分寺とをつなぐ道路や国府の街区を形成する道路が出土していて、国府内で道路網が整備されていたことが理解できます。

さらに、国衙の約900m西（現在のJR南武線・京王線分倍河原駅南方）で「市」と墨書された土器が出土しており、「国府市」の可能性が指摘されます。



22.東山道武蔵路の検出状況

みつかった相模の国府

武蔵国府で国府域の全体像が判明してきた一方、相模国府ではいまだに全容を捉えられるほどの状況ではありません。そもそも、相模国府は移転していることが指摘されていて、二遷説（①大住→余綾）と三遷説（②高座→足柄→余綾 / ③足柄→大住→余綾）で議論がされています。国府が大住郡に所在する根拠は、承平年間（931～938年）編纂の『和名類聚抄』に「国府在大住郡」とあるためで、これが寿永年間（1182～1184年）編纂の『伊呂波字類抄』において「余綾ゆるき府」とあることから、同時期に国府が余綾郡に移転しているとされています。また、『吾妻鏡』治承4（1180）年の条から源頼朝が富士川の合戦の論功行賞を行ったのも余綾国府であることがわかっています。



- ① 初期国府が大住郡に置かれたとする説
大住→余綾
- ② 初期国府が高座郡に置かれたとする説
高座→足柄→余綾
- ③ 初期国府が足柄郡に置かれたとする説
足柄→大住→余綾

23.相模国府の移転

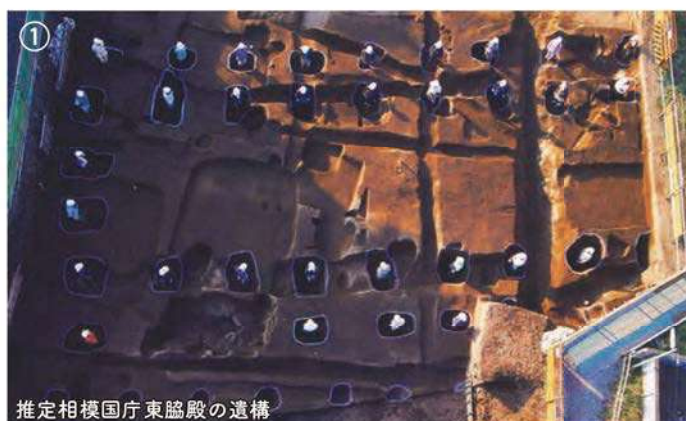
現在のところ、平塚市四之宮周辺に相模国府が存在したことは確実で、平成16年度に行なわれた湘南新道建設に先立つ発掘調査によって、六ノ域・坪ノ内遺跡から東西に2棟が並ぶ大型の廂付き建物跡が発見され、国庁脇殿と考えられています。また、平塚市で見つかった相模国府（大住国府）の成立年代は8世紀中頃ということも判明しました。

この発見から、相模国における初期の国府は大住郡であることが明らかとなり、現在は大住郡から余綾郡に国府が移る二遷説が有力となっています。

相模国府の空間

相模国府は、市街地の砂州・砂丘上に所在します。国府周辺は相模川と渋田川に挟まれ、河川を用いた内水面交通が発達していたと想定されています。国府に近接する花水川を遡上していくと金目川・鈴川・渋田川に分岐しますが、金目川は秦野盆地方面に、鈴川は伊勢原市三ノ宮方面に、渋田川は伊勢原市西富岡方面に遡上することができます。また、相模川で愛甲・大住・高座郡内とつながっており、広範囲の交通ネットワークを構築できる場所に相模国府は立地しているのです。

また、東海道（古代に国が整備した道路のひとつで、尾張国から東側の太平洋に面した国々を通る道）と考えられている道路遺構が見つっています。構之内遺跡の道路遺構は幅9.5mで路面の両側に側溝を有していたこともわかっています。また、国庁推定地の約600m北方に位置する林B遺跡では多量の緑釉陶器が出土しており、国府市の可能性が指摘されています。さらに、「大住厨」や「郡厨」などと墨書された土器が集中する稲荷前A遺跡や天神前遺跡については、大住郡の厨家が存在した可能性が考えられ、国府域に大住郡家が併設されていたことが想定される発見といえます。



① 推定相模国庁東脇殿の遺構



② 大会原・六ノ域遺跡出土の軒丸瓦



③ 相模国府の構成

24. 相模国府域出土の遺構・遺物と国府域の構成

(3) 地方支配と郡家

かながわで発見された郡家

神奈川県内では、武蔵国側と相模国側それぞれ2郡で郡家と判断できる遺跡を確認しています。武蔵国では川崎市高津区の橋樹官衙遺跡群（橋樹郡家）と横浜市青葉区の長者原遺跡（都筑郡家）が、相模国では茅ヶ崎市の下寺尾官衙遺跡群（高座郡家）と鎌倉市の今小路西遺跡（鎌倉郡家）が郡家遺跡と判断されています。

また、周辺での遺構・遺物の分布状況などから郡家の存在が推定される場所も散見されます。武蔵国久良郡家は横浜市南区の弘明寺周辺に、相模国足下郡家は足柄平野南東部の小田原市永塚周辺（千代寺院跡の周辺）に、余綾郡家は大磯町西部の国府本郷周辺に、御浦郡家は横須賀市公郷町の宗元寺周辺（現在の横須賀高校周辺）に推定されています。

茅ヶ崎市 下寺尾官衙遺跡群（相模国高座郡家跡）

茅ヶ崎市下寺尾で発見された、相模国高座郡家跡です。郡庁は現在の茅ヶ崎北陵高校グラウンド部分に位置し、これまでの調査で郡庁、正倉、館・厨家の一群が見つかっています。

また、郡家の南西方向には下寺尾廃寺（七堂伽藍跡）が発見されていて、高座郡の郡司と関係した寺院と考えられます。



① 高座郡家の郡庁



② 高座郡家の施設配置（推定）



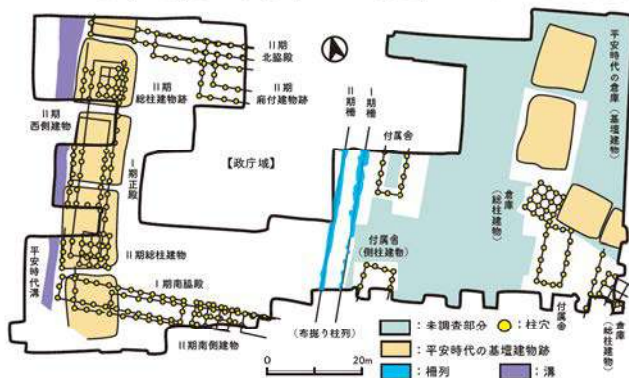
③ 高座郡家跡の遺構配置

25. 下寺尾官衙遺跡群の施設構成

鎌倉市 今小路西遺跡（相模国鎌倉郡家跡）

鎌倉市御成町の御成小学校周辺から発見された相模国鎌倉郡家跡です。これまでの調査で、郡庁、正倉のほかに館の可能性のある廂付の掘立柱建物跡が確認されています。また、付近の千葉地東遺跡から古代瓦が出土しており、寺院が隣接した可能性が考えられます。

その後、郡家は廃絶しますが、鎌倉時代には大規模な造成が行われ、屋敷が作られることもわかっており、古代から中世にかけて重要な遺跡です。



26. 今小路西遺跡の施設構成



横浜市青葉区 長者原遺跡（武蔵国都筑郡家跡）

横浜市青葉区荏田町から発見された武蔵国都筑郡家跡です。1979～1981年にかけて発掘調査が行われ、約200m四方に郡庁・正倉・館などの施設群が発見されました。出土した遺物の中には都筑郡を表す「都」墨書土器などが確認されています。



また、郡家の東方に位置する^{おがみどう}拝堂地区には仏教施設が置かれたと考える見方があり、郡家に隣接して寺が存在した可能性が考えられています。

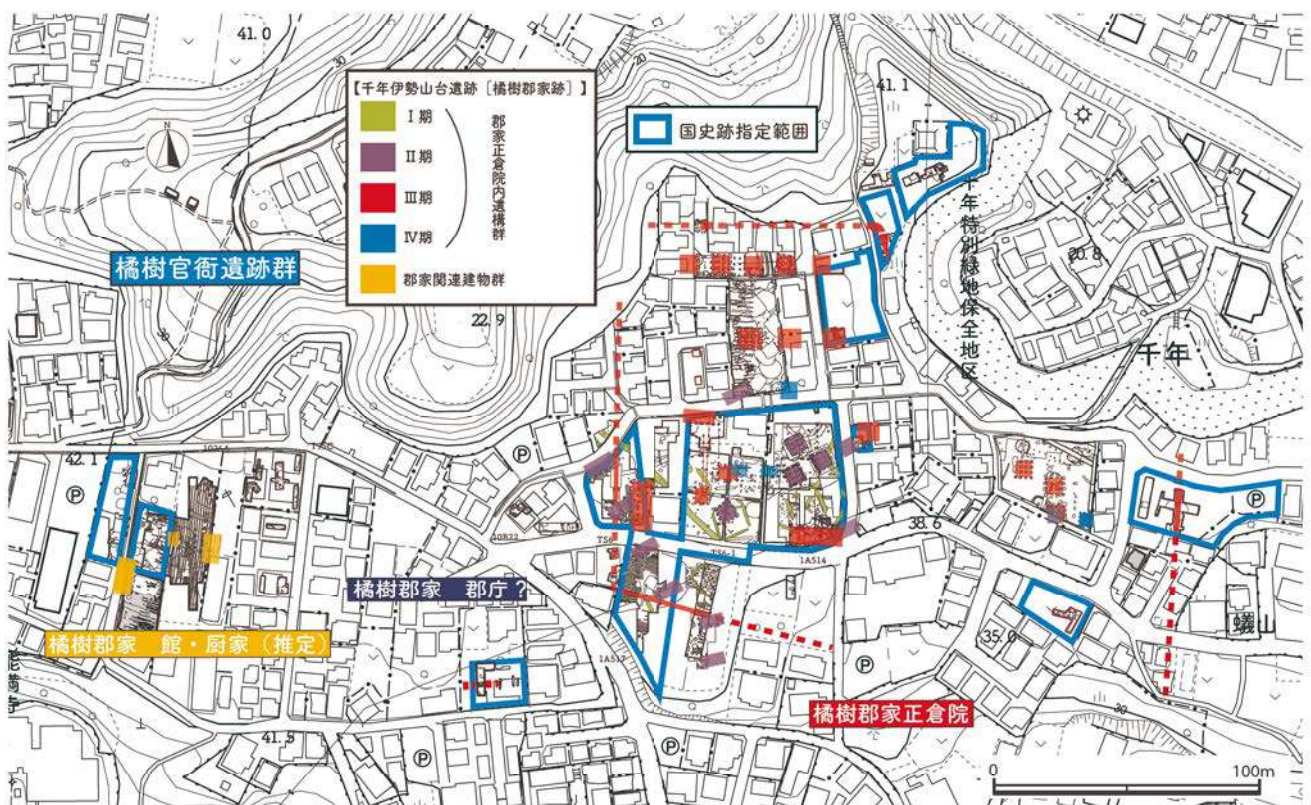


27.長者原遺跡の施設構成と郡庁域の空撮写真

川崎市高津区 橋樹官衙遺跡群（武蔵国橋樹郡家跡）

川崎市高津区千年で発見された武蔵国橋樹郡家跡です。正倉のほかに、西400mの場所には古代の寺院跡である^{ようごうじ}影向寺遺跡があります。正倉は7世紀後葉から9世紀後葉までに4時期の変遷が確認されています。建物の主軸方位が東西南北の方位に沿って建てられている時期と主軸方位がやや西に振れている時期があり、正倉の構成が各時期で異なっていることがわかります。

そのほかに、東西約210m、南北約160mの区画溝の一部が確認されているほか、正倉院の西側には郡家に関係すると考えられる大型建物群が広がっていることもわかっています。



28.橋樹官衙遺跡群の施設構成

(4) 古代交通のネットワーク

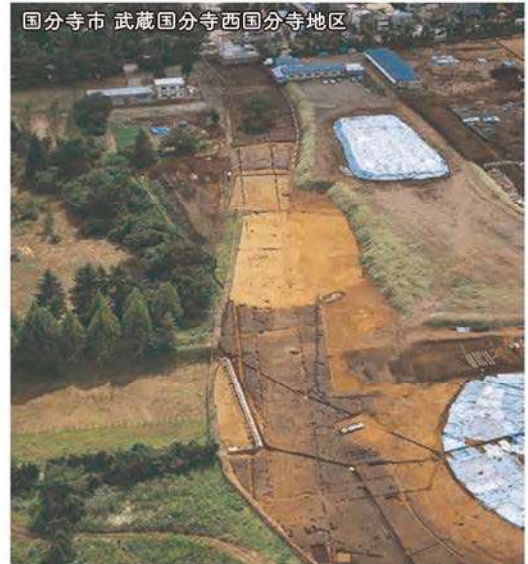
相模・武蔵の交通路

古代には官道が整備されて、主要幹線道路として律令支配のネットワークを支えていたと考えられています。相模国には駿河国方面から足柄坂を通り相模国府へと延びる東海道が所在します。この東海道は、もともと御浦郡の現横須賀市走水付近から対岸の上総国へと船で渡るルートでしたが、宝亀2(771)年に相模国府から武蔵国南部・東部を通って下総国(現在の千葉県北部)へ至る経路となりました。

また、東山道と武蔵国府とを結ぶ連絡路である「東山道武蔵路」は、北は所沢市東の上遺跡から、南は府中市の武蔵国府跡まで直線に約12.4km延びており、幅0.8mの両側溝を伴う幅12mの直線道路であることがわかっています。

さらに、武蔵国府と相模国を繋ぐ連絡路として、東山道武蔵路から南には後の奥大道のルートで繋がっていたとされています。そのほかにも、神奈川県内では古代道として様々なルートが存在したようで、現在の県道45号や国道246号道路の前身である中原街道や矢倉沢往還の一部は、古代まで遡る道であると考えられています。

相模国府域でも、構之内遺跡や東中原E遺跡から幅9mの道路が発見されています。これは駅路(都と地方の国々とを繋ぐ官道のひとつ)の可能性が指摘されています。



29.相模・武蔵国でみつけた古代の道

遠隔地から運ばれてきたもの

国府や郡衙の周辺では、遠隔地から運ばれてきたものの出土が顕著であり、官衙周辺が物流の拠点となっていたことがわかります。特に国府市では、様々な物品が交換されたようです。

遺跡から見える遠隔地の遺物としては、施釉陶器があります。平安時代に生産が始まり、灰釉が施されたものは尾張・三河国(現在の愛知県)の猿投窯を中心とした東海地方で、より高級品の緑釉が施されたものは、東海地方に加えて山城国や近江国、そして周防国・長門国で生産されたことがわかっています。この中でも特に品質の良いものは都へと運ばれたことがわかっており、京都市左京二条二坊周辺に所在した嵯峨上皇の邸宅である冷泉院では、大量の緑釉陶器が出土しています。

相模国府域では施釉陶器が集中してみつかっており、緑釉陶器に限っても、これまでに1,500点を超える出土が確認されています。こうした施釉陶器の大量出土については、単に国府域だからというだけでなく、嵯峨源氏(嵯峨天皇の皇子で臣籍降下した者)の独自のネットワークが関係していると指摘されています。相模国では、嵯峨源氏が9世紀を通して国司となっていることがわかっており、彼らのネットワークの中で緑釉陶器が相模国府域に大量に持ち込まれている可能性が考えられています。



30.相模国府出土の施釉陶器

第3章 華ひらく律令のころ

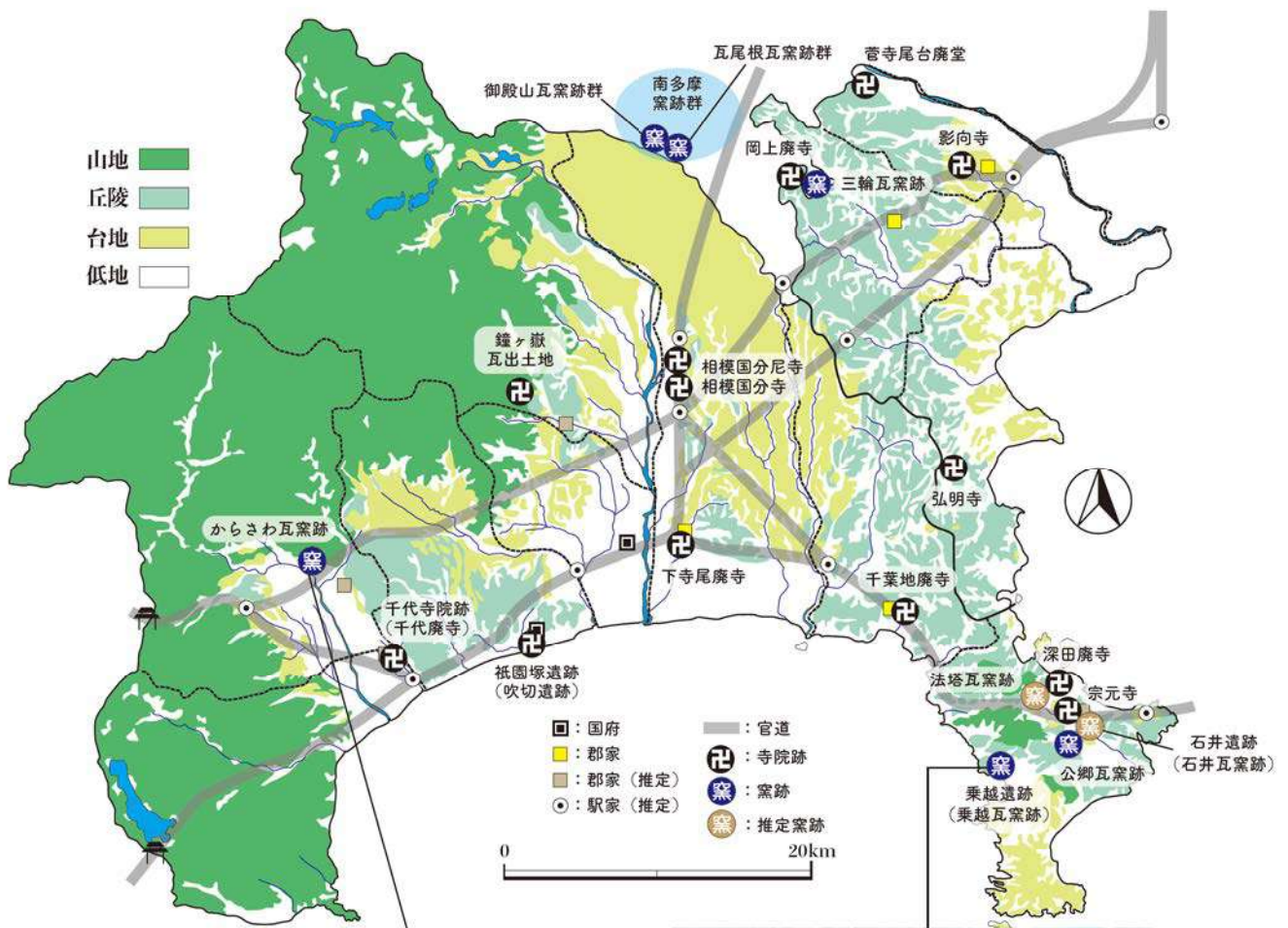
(1) 律令国家と信仰

仏教の興隆

律令国家が形成されていく7世紀後半は、東アジア全体での文化の交流が図られた時代でした。特に信仰の面では仏教が篤く信仰されていき、グローバルな関係性が築かれていきます。日本においては、仏教が本格的に導入される6世紀以降に次第に広がりを見せ、天武朝の頃に氏族の「私寺」として全国に浸透していきます。次いで、8世紀中頃には聖武天皇が国分寺の建立を進め、国家が主導する「官寺」を設けて全国に仏教を浸透させ、仏の力で国家を護る「鎮護国家」の思想を推し進めていきます。

発掘調査の結果、神奈川県内では7世紀後半から8世紀初頭頃に寺院遺跡が確認されるようになり、8世紀中葉には高座郡に相模国分寺（海老名市国分南）が建立されたことがわかっていて、仏教の広がりが明瞭に捉えられていると言えます。

また、仏教のみならず、道教や陰陽道、在地的な信仰の所産と考えられる様々な祭祀遺構・遺物も出土していて、律令の時代には多様な信仰の形態が存在したこともわかっています。



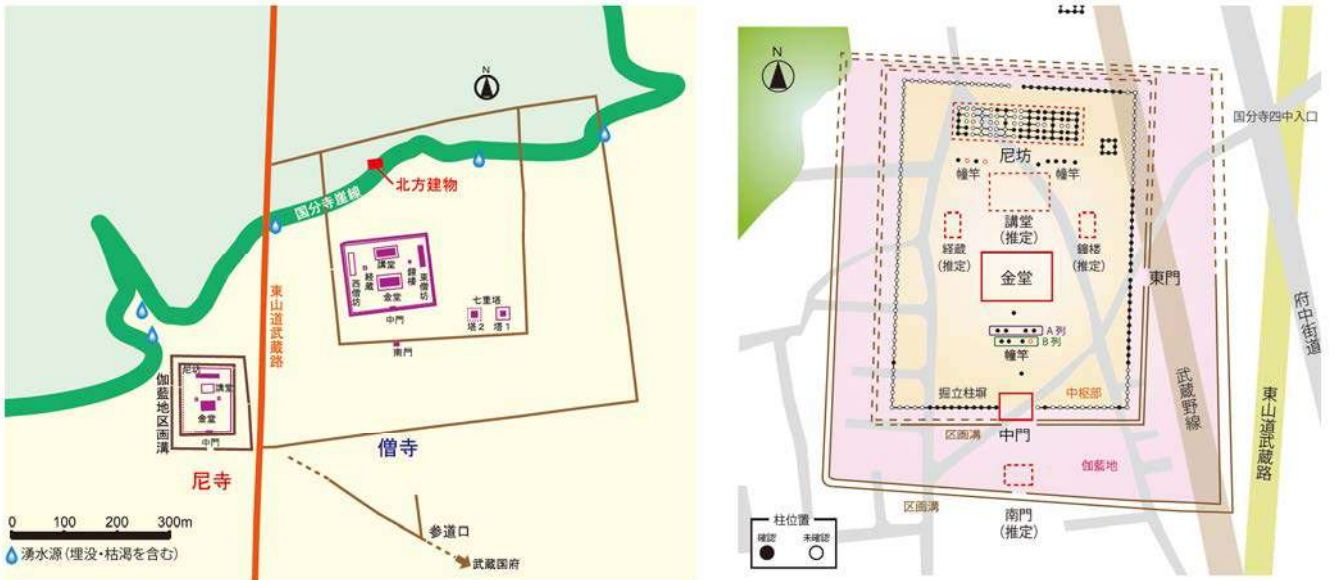
31.神奈川県内でみつけた仏教関係遺跡

国分寺建立の詔と相模・武蔵の国分寺

仏教によって国家を護るという「鎮護国家」の概念を強く意識した聖武天皇は、天平十三(741)年に国分寺建立の詔を発し、全国に国分僧寺(金光明四天王護国之寺)と国分尼寺(法華滅罪之寺)を築いていきます。相模国では高座郡に相模国分寺が、武蔵国では多磨郡に武蔵国分寺(東京都国分寺市西元町)が築かれ、発掘調査によって8世紀中葉に成立することが明らかにされています。

ただし、国分寺は七重塔や金堂・講堂・回廊・経蔵・鐘楼・僧房・食堂・政所・厨家などの伽藍や諸施設を有する大寺院であり、その建立は順調には進まなかったようです。国分寺建立の詔の6年後の天平十九(747)年十一月己卯の詔では、諸国司の怠慢により国分寺の造営が進展しないことを責める内容が記載され、勅使を全国の国司・郡司のもとに派遣して、国分寺造営を督励させることをしています。また、軍事の中の勇敢で任に耐えうる者に担当させて三年以内に塔と金堂、僧房を完成させることを求めており、任を果たした者には子孫を永久に郡司に任ずるという特別待遇を提示しています。

武蔵国分寺では、「橘」や「久」など郡名の一部が付された瓦(郡名瓦)が出土しており、各郡が負担して国分寺の瓦を生産していたと考えられています。また、文字を記載する瓦(文字瓦)も多く、「秩父郡瓦長解 申□」とへら書きされた平瓦の存在からは、瓦長などの郡雑任(郡の下級職員)とみられる人々が瓦の貢進を担当していたことがわかっています。国分寺の造営には郡司の力が大いに活用されたことがわかり、郡名瓦の存在はそれを裏付けるものと言えるでしょう。



32.武蔵国分寺・尼寺の空間構成

武蔵国分寺の造営

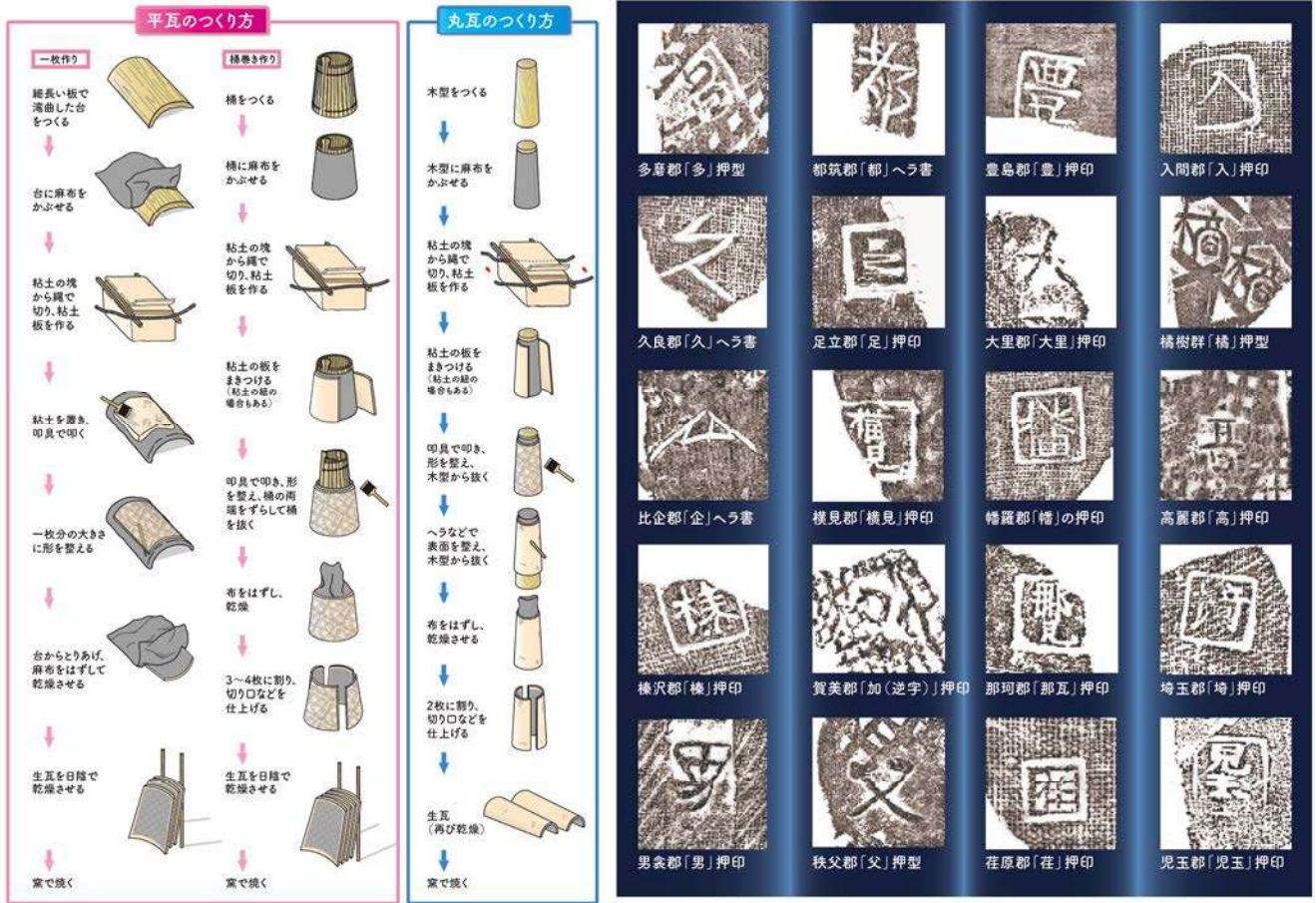
武蔵国分寺跡は武蔵野台地南端の武蔵野段丘と立川段丘にまたがって立地しています。発掘調査の結果から、創建が750～760年代と推定されていて、国分二寺の伽藍と周囲に展開する建物群から構成される寺院地は東西約1.5km、南北約1kmにも及びます。寺院建物が配置される伽藍地は中央に位置し、僧寺では3町半～4町四方(357m×428m)、尼寺は1町半四方(一辺約160m)の規模を測ります。その外側には寺院地と考えられる空間が広がり、そこには「太衆院・政所院」「修理院」などの寺の管理施設も所在していたと考えられています。

また、武蔵国分寺跡の南門から南に延びる参道とみられる道路跡が確認されていて、幅9.9mで道の両側に柵を伴っていることがわかっています。

造瓦体制と郡名瓦

武蔵国分寺からは、文字が記された瓦が大量に出土しました。記載方法は様々で、押印、へら書き、叩き具、範面、模骨、墨書、指書の7種類に大別されています。記載内容は武蔵国内の郡名がほとんどで、天平宝字二(758)年に建郡される新座郡を除いた20の郡名瓦が出土しています。

建物地区全体で出土する郡名瓦の中ではえぼら荏原郡とちちぶ秩父郡が目立ち、次いで豊島郡・多摩郡が多く確認されます。新座郡の郡名瓦が出土しない点から、天平宝字二年までに国分寺が完成、もしくは完成に近い状態であった可能性が高いと指摘されていて、郡名瓦の存在からは国分寺造営に際して各郡の郡司層が積極的に関与していたことがわかります。



33.瓦の製作方法と武蔵国の郡名瓦

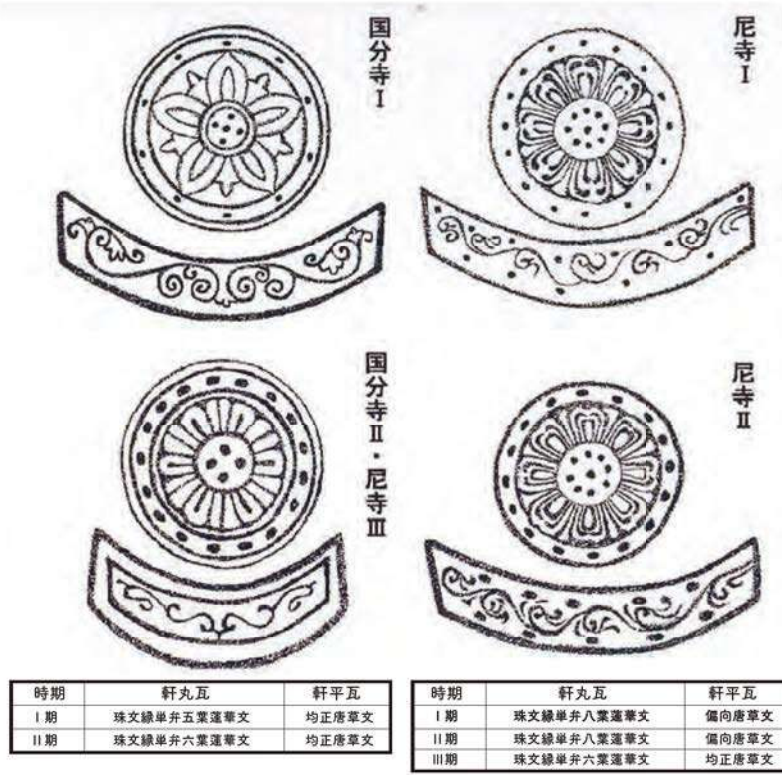
相模国分寺の構造

相模国分寺は相模野台地西端の台地上、標高 23m の位置に所在しています。古代は相模国高座郡の領域に入り、国分寺建立の詔により造営された相模国の官寺です。

国分寺は法隆寺式の伽藍配置で、北に 600m のところには国分寺式の伽藍配置を有する国分尼寺が位置しています。一般的には国府に近接した場所に国分寺が置かれることが多い中、国府のある大住郡とは別郡に所在する点について、大住・高座郡の郡司である「みぶのあた壬生直氏」などの有力豪族の勢力関係がその立地に影響を与えていることが指摘されています。

国分寺については、これまでの調査によって塔が先行して造営され、やや遅れて金堂と講堂が造営されたことがわかっています。また、伽藍地の区画溝が3条あることや塔基壇周辺の石敷・整地層、出土した水煙（塔最上部の装飾部分）の補修・再らゆうぞう鑄造などの状況から、少なくとも3時期の変遷があることが想定されています。さらに、金堂は版築基壇の上に礎石が配置される構造で、基壇の周囲は石積みであったこともわかっています。

一方、国分尼寺は金堂の調査が行われ、桁行5間×梁行4間の四面廂建物跡であることがわかりました。また、金堂の基壇は掘込地業により構築されており、版築の上面には部分的に礫が敷き詰められた状況が確認され、石積基壇と考えられています。基壇上面には焼土と多量の土器・瓦が出土していて、金堂が焼失したと考えられます。伽藍地の区画溝からは「法華寺（国分尼寺の正式名称は法華滅罪之寺）」と墨書された土器も出土していて、この寺が国分尼寺であることを雄弁に物語っています。

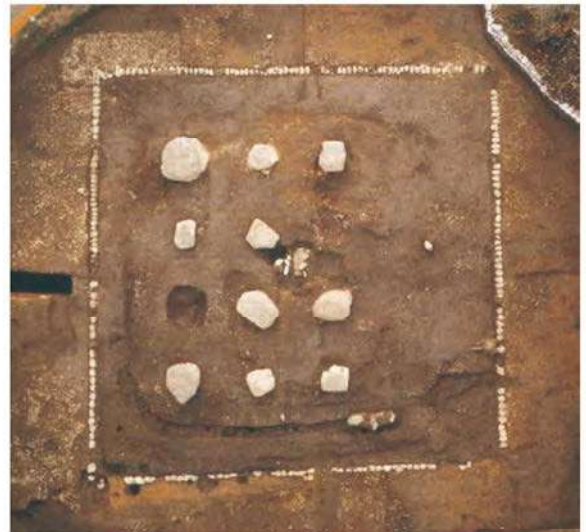


34.相模国分寺出土の軒瓦と国分寺の配置



国分寺と災害

相模国分寺では弘仁十（819）年二月に国分僧寺が火災にあっており、さらに同年六月には遠江・相模・飛騨3国の国分寺が火災に遭ったことが記されます。このうち前者は相模国分寺単体の被害であるため、地震のほか落雷、火災などによる被害とも想定されていますが、後者は3国で被害が出ているため、より広域な災害によると想定され、特に地震（弘仁十年地震）による火災とする指摘がされています。実際、遠江と飛騨の国分寺には火災痕跡が明瞭に確認でき、相模国分寺も9世紀第2四半期に再建されたことが想定されています。こうした文献史料とリンクした調査成果が挙がっています。



35.相模国分寺の塔基壇



36.相模国分尼寺の金堂基壇

相模国分寺は、その約60年後の^{がんぎょう}元慶二（878）年九月にも地震に見舞われていて、その時の震源は伊勢原断層、立川断層、国府津—松田断層のいずれかで、マグニチュード7.4と推定される大地震でした。この地震で本尊と脇侍が損傷し火災で焼損してしまったことが記されています。

国分寺は官寺であるため、災害の記録が比較的多く残されています。こうした記録と発掘調査の成果が対比できるという点は重要であり、国分寺ならではの成果といえるでしょう。

(2) 仏教のひろがり

郡内に造営された寺

神奈川県内では相模国御浦郡の宗元寺跡や足下郡の千代廃寺（千代寺院跡）、高座郡の下寺尾廃寺（七堂伽藍跡）、千葉地廃寺（今小路西遺跡）、武蔵国橋樹郡の影向寺遺跡（古代の影向寺）が8世紀前葉以前に遡る初期寺院と考えられており、その時期の様相を色濃く残す瓦が出土しています。

これらの寺院のうち、郡家に近接した場所に造営された下寺尾廃寺や千葉地廃寺、影向寺遺跡は、郡の寺院として「郡寺」と表現されることもありました。郡家が寺院に関与していたかは議論されますが、近年では山中敏史氏が評衙・郡衙と密接な関係を有する準官寺と捉える見方と、三舟隆之氏の郡司一族・在地共同体の結束を強化するための氏寺（私寺）と捉える見方が出されていて、結論には至っていません。

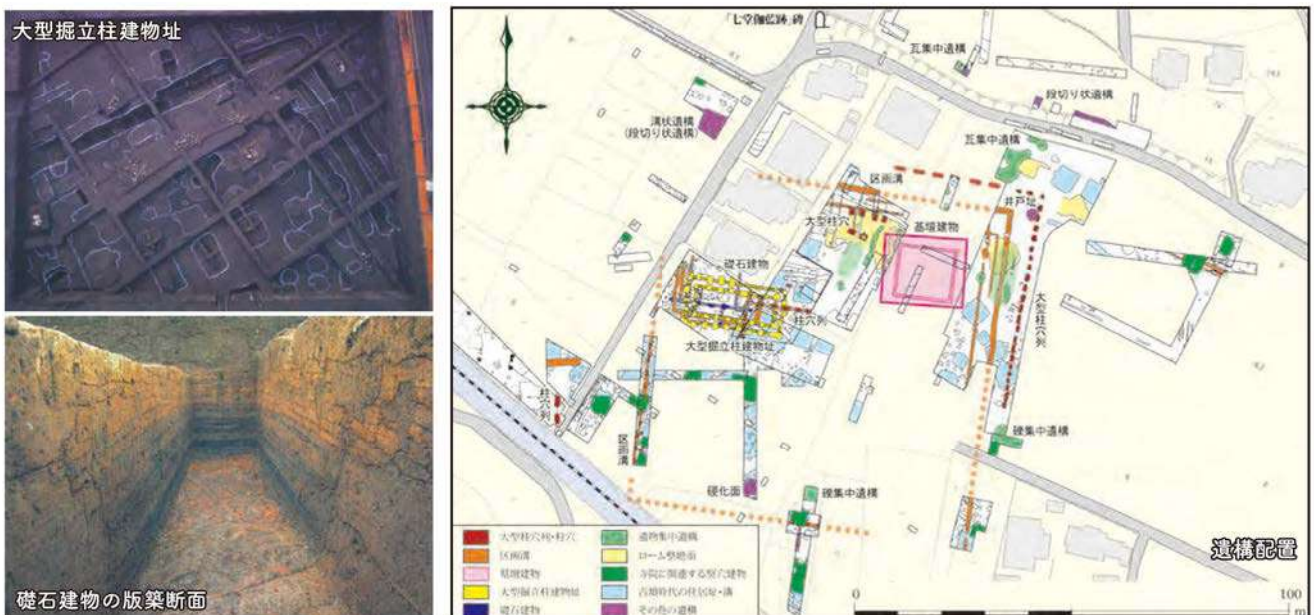
影向寺遺跡では「都」や「无射志国荏原評」と記された文字瓦が出土しており、荏原郡の瓦が橋樹郡に供給されたことがうかがえます。その場合、橋樹郡の郡寺として郡家との関係を殊更に指摘することは適当ではないと考えられ、むしろ郡を越えて瓦が供給されているという事実から、地元豪族層の関係性の中で瓦が搬入されていると考えられます。このように、地元豪族のネットワークの中で寺院が建立・維持されている姿は、まさに氏寺（私寺）としての姿といえるでしょう。

なお、地方寺院では「追善供養（故人の冥福を祈って行う供養のこと）」や「懺悔悔過（過去の過ちを仏前で懺悔すること）」などを行われることが多く、国家鎮護のような行事はほとんど見られないことが指摘されていて、より私的な寺院としての性格も垣間見ることができます。

茅ヶ崎市 下寺尾廃寺（七堂伽藍跡）

茅ヶ崎市下寺尾の下寺尾官衙遺跡群を構成する下寺尾廃寺からは、7世紀末に創建されたと考えられる古代寺院跡です。高座郡の郡司層やその一族によって建立された寺院であると考えられ、北東に位置する高座郡家と概ね同時期に建立されたことがわかっています。

溝によって区画された中に基壇建物跡と大型の掘立柱建物跡が配置される構成で、創建期（7世紀末から8世紀前半）・再建期（8世紀後半）・改修期（9世紀第2四半期）を経て9世紀後半に一度寺院は廃絶したようで、10世紀後半から11世紀代に小規模な仏堂が建てられたことが明らかになっています。



37.下寺尾廃寺の施設構成と検出した遺構

小田原市 千代廃寺（千代寺院跡）

小田原市千代に所在する古代の寺院跡です。千代中学校の校庭造成のための土取り工事で大量の瓦が出土したことで、寺院跡と考えられるようになりました。

これまでの調査で、寺院遺構として千代南原遺跡で基壇跡が発見されたほか、周辺には木簡や「厨」墨書土器など特徴的な遺物が出土しており、次第に寺院の様相が明らかになってきています。

寺院は8世紀初頭に師長国造域の豪族によって造営され、8世紀末から9世紀前半に補修された後、10世紀前半まで存続したと考えられています。法隆寺式の伽藍という推定がされていて、小田原市永塚・下曾我遺跡周辺に比定される足下郡家とともに、千代廃寺周辺が古代の足柄地域の中心地であったと考えられています。



38.千代廃寺の瓦出土状況



複弁八葉蓮華文軒丸瓦



三重圏十六葉複弁蓮華文軒丸瓦



鬼瓦

39.千代廃寺出土の瓦
(個人蔵/小田原市郷土文化館寄託)

川崎市宮前区 影向寺遺跡

川崎市宮前区の現影向寺周辺に所在する古代の寺院跡です。現在の影向寺薬師堂の下を調査した際に、古代の金堂と考えられる礎石建物跡が発見され、付近には塔の心礎を支えた礎石（影向石）も発見されています。

出土した瓦の中には7世紀末に遡るものが出土しており、同時期に創建されたと考えられます。その後、奈良時代には塔などを備えた伽藍が整い、橘樹郡を代表する寺院となっていきました。

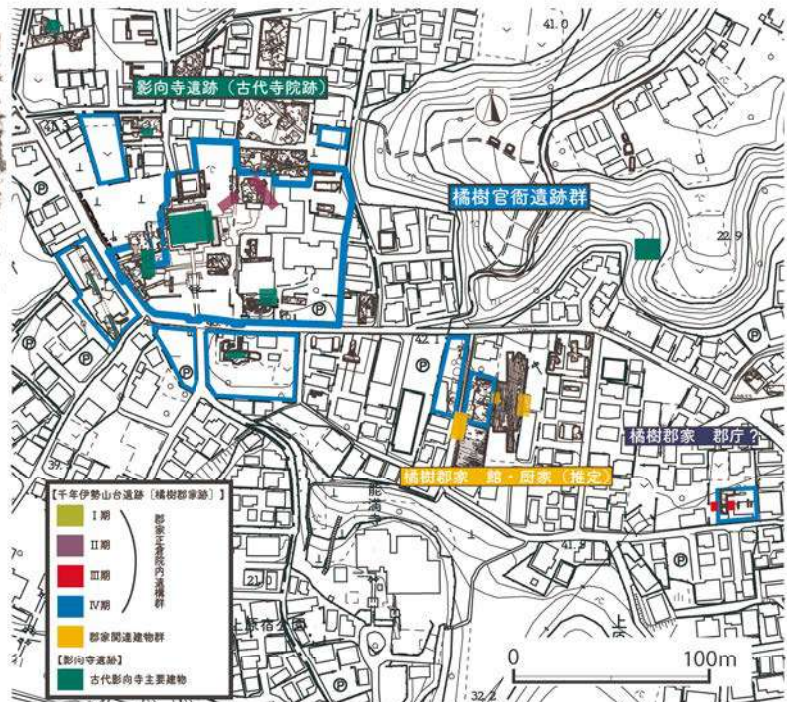


〔无射志国荏原評〕

〔都〕



古代の影向寺塔心礎



40.影向寺遺跡の施設構成と出土遺物

寺院に供給された瓦

寺院跡の調査で出土する遺物の中で、最も出土量が多いのは「瓦」です。^{そうからわぶき}総瓦葺の場合は屋根全面に瓦が葺かれていたということで、相当な量になることは想像に難くありません。

神奈川県内の寺院跡でも同様で、相模国分寺跡を筆頭に影向寺遺跡や宗元寺跡、千葉地廃寺、下寺尾廃寺、千代廃寺で大量の瓦が出土しています。大量の瓦を供給する必要があるため、瓦の生産は寺院の建立にとって重要事項であったことは間違いありません。

神奈川県内では、古代に瓦を生産した窯跡^{かまあと}が推定を含めて5箇所存在します。このうち確実にわかっているのは御浦郡内では^{のりこし}乗越瓦窯跡と^{くごう}公郷瓦窯跡で、ほかに推定地として^{いししい}石井瓦窯跡と^{ほうとう}法塔瓦窯跡があります。乗越瓦窯の瓦は相模国分寺跡に瓦を供給したことがわかっていて、国分寺の創建期の瓦を生産した窯跡と指摘されています。

また、足上郡でもからさわ瓦窯跡が確認されており、ここで生産された瓦は^{さかわ}酒匂川を下って足下郡の千代廃寺に供給されたことがわかっています。また、余綾郡家の周辺寺院と考えられている祇園塚遺跡（大磯町吹切）でも出土しているほか、相模国分寺跡でも確認されています。こうした事例から、生産された瓦が郡を越えて供給されていることがわかっています。

一方、相模国分尼寺跡の創建期の瓦については、武蔵国と相模国の境界近くに所在する武蔵国多摩郡の瓦尾根瓦窯跡（東京都町田市）で生産されていたこともわかっています。弘仁十（819）年の火災からの再建にあっても、瓦尾根瓦窯跡で生産された瓦が供給されていることがわかっています。瓦尾根瓦窯跡は武蔵国多摩郡に属していますが、相模国分寺跡などの相模国の寺院跡で出土する瓦ばかり生産しているため、相模国に供給することを目的に築窯されたと想定されています。



41.神奈川県で出土する主要な軒丸瓦

〔千代廃寺〕個人蔵/小田原市郷土文化館寄託 〔相模国府域〕神奈川県教育委員会蔵 〔相模国分寺跡〕海老名市教育委員会蔵
〔影向寺遺跡〕川崎市教育委員会蔵 〔千葉地廃寺〕神奈川県教育委員会蔵 〔宗元寺跡〕赤星直忠博士文化財資料館蔵

様々な仏教施設

国分寺の造営により、仏教は地方に浸透していきました。8世紀後半から9世紀になると、集落に近接して仏教に関する施設が確認されるようになります。こうした集落内の仏教施設については、「村落内寺院」という名称で呼ばれることが多いですが、寺院と呼ぶほどの施設構成ではなく、堂1棟程度であることが指摘されており、「村堂」などとも呼ばれています。また、その他にも様々な目的により築かれた仏教施設が見つかっていて、これまでに神奈川県内で6箇所見つかっています。



42.愛名宮地遺跡の布掘り建物跡と出土した瓦塔
(厚木市教育委員会所蔵)

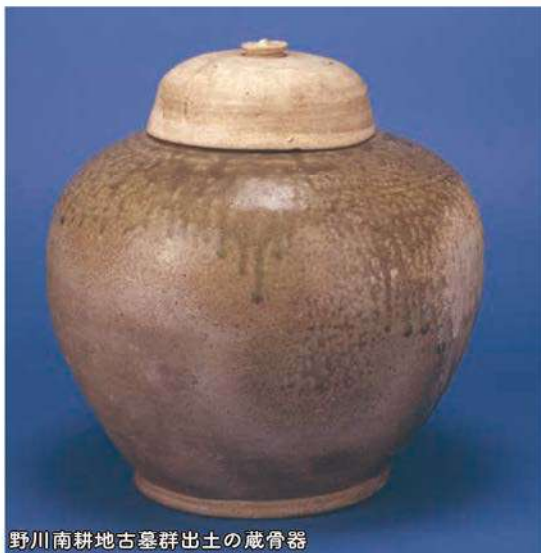
このうち、厚木市愛名宮地遺跡では、大型の布掘り建物跡が1棟確認され、基壇建物に建て替えられていることがわかっています。建物内外から瓦塔や「寺」墨書土器、灯明皿のほかに、鉄鉢形土器などの仏具が出土しました。また、釘も一定量出土しており、上屋構築の際に使用されたものと考えられます。同遺跡は三方を山に囲まれた平地にあり、閉ざされた空間に立地していて、山林修行と関係した仏教施設の可能性も指摘されています。

山深い地に仏教施設が建立される事例としては、清川村の馬場（宮ヶ瀬遺跡群 No.3）遺跡が挙げられ、礎石建物跡とともに大型の釘や灯明皿、「寺」墨書土器が出土するなど、仏教信仰の痕跡を明瞭に残した遺跡です。こうした仏教施設が建立された背景には、密教や山岳信仰などと結びついた山林修行との関係が指摘されており、国家仏教とは異なる性格の仏教信仰が展開されていたことが指摘できます。

古代の葬送

8世紀後半から9世紀には、仏教信仰が一定の浸透をみたことが指摘されており、その一端は当時の人々の葬送方法にも見ることができます。

奈良・平安時代には、土葬と火葬により埋葬していたことがわかっています。このうち、火葬は仏教の基本的な葬送方法として認識されているもので、火葬骨を埋納する蔵骨器には土師器・須恵器・灰釉陶器があり、蓋が付いて密封していたことがわかっています。



野川南耕地古墳群出土の蔵骨器



有馬古墳群出土の蔵骨器

43.川崎市出土の蔵骨器
(川崎市教育委員会所蔵)

こうした火葬墓が集中して分布する地域は限定され、県内では川崎市から横浜市の台地上で蔵骨器が多数出土しています。川崎市周辺では、^{おかがみ} 影向寺遺跡のほかに岡上廃寺や菅寺尾台廃寺など寺院跡が各所で見つかっており、古代において仏教の影響が色濃い地域といえます。こうした寺院の多い地域で火葬墓が多く見つかっているのは、仏教信仰の浸透と関係しているのかもしれませんが。

なお、相模国でも火葬墓は発見されており、相模国府周辺を筆頭に点在している状況が確認されています。ただし、武蔵国のような密集した火葬墓の出土は確認されていません。

(3) 古代の信仰

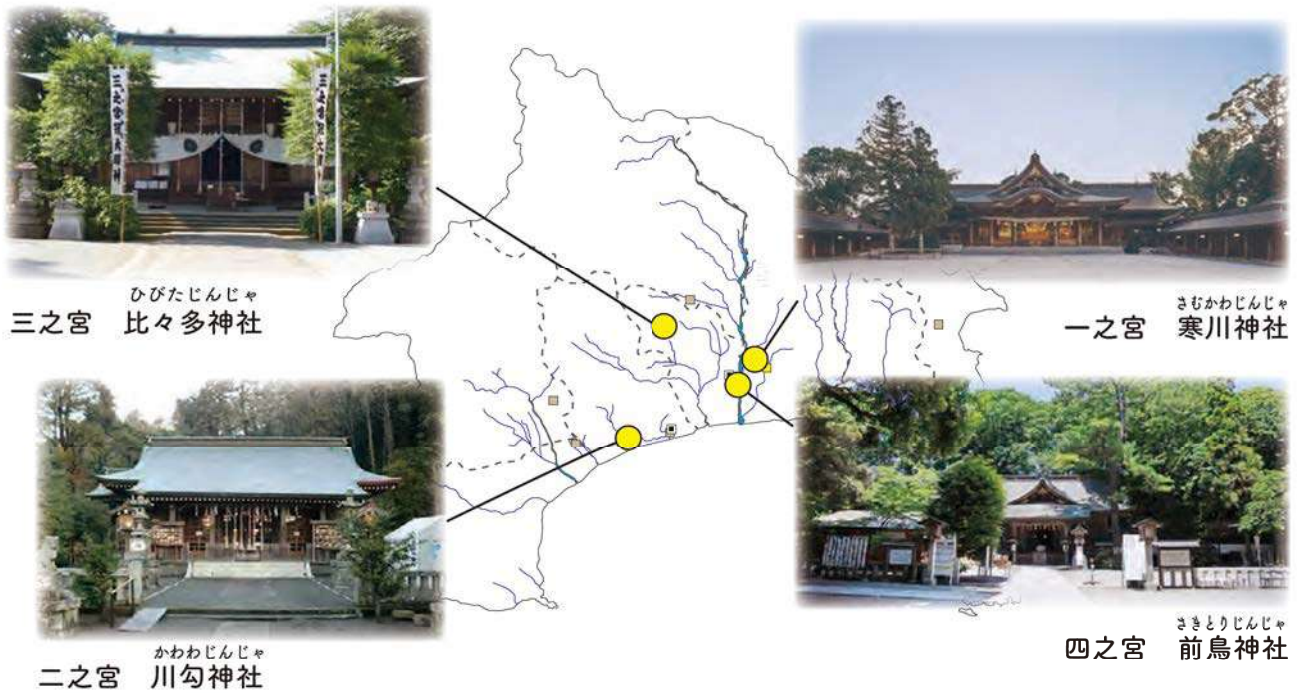
相模国の式内社

律令制度では、神事や仏事に関する規定も存在します。^{えんちょう} 延長五(927)年に完成した『^{えんぎしき} 延喜式』の神名帳には、^{じんみょうちょう} 各国の官社(律令で規定された公的な神社)が記されています。

相模国の式内社(『延喜式』に記載される官社)は計13座あり、大社は高座郡の寒川神社のみで、他は全て小社です。内訳は、高座郡6座、愛甲郡1座、大住郡4座、余綾郡1座、足上郡1座で、相模国府の所在する大住郡よりも高座郡の方が、式内社が多いことがわかります。

国司は赴任先の国に到着すると、国内の神社を詣でる巡拝を行います。式内社はそうした巡拝で国司が訪れる神社であり、その国の重要な祭祀を司る神社として、重要視されていきました。

また、他に式外社が存在していたこともわかっていて、寺や神社が各所で営まれていたようです。



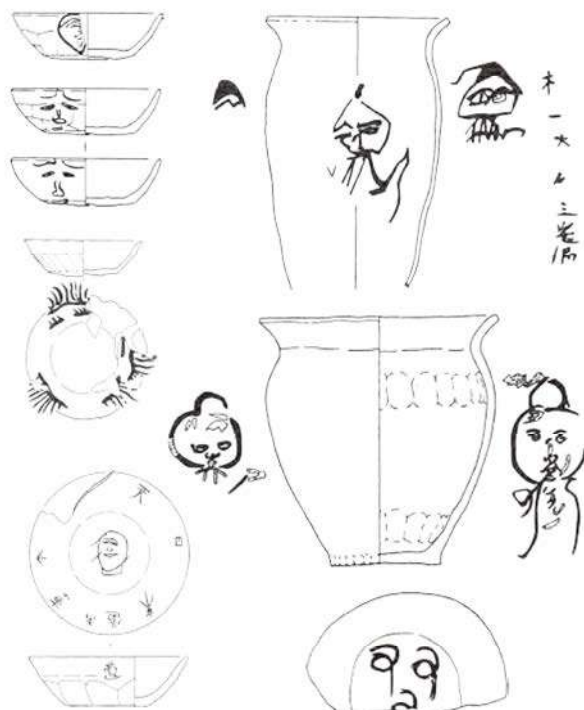
44.相模国の式内社(主要四座)

川に流してケガレを払う

小説や映画などで「^{あくりょうたいさん} 悪霊退散」などと言う^{おんみょうじ} 陰陽師が登場しますが、これは彼らの実態とは異なる脚色された姿です。その実態は、様々な儀式を行う祭祀集団であったと考えられています。多様な用具を用いて人や物のケガレを払い、^{せいじょう} 清浄な状態にする儀式が各地で行われました。当時の河川流路からは、ケガレを払う儀式で用いられた様々な形代が出土します。

現在でも、神社では6月(夏越)と12月(年越)に大祓が行われ、このうち6月の大祓では人形に自身のケガレを移して無病息災を祈る儀式があり、地域によっては人形を川に流す行為が続いています。

神奈川県内では、高座郡家の西側低地において近接する小出川の旧河道が発見され、郡の施設として川津(荷の積み下ろし等を行う船泊)が見つかっています。そこから木製の人形が出土しており、ケガレを払う儀式によって川に流れされたと考えられています。現代に続く祓の儀式が、古代のかながわでも行われたことがわかります。



45.相模国出土の人面墨書土器



46.三島市箱根田遺跡の人面墨書土器

ケガレを移す先である人形は、多くは木を加工して作られます。板状に木を加工し、手足を表現した形をしていて、顔や服を墨書で表現する場合も多く見受けられます。こうした木札のような人形を川に流して、ケガレを祓ったと考えられています。

また、人の顔が描かれた土器も出土します。読んで字の如く、「じんめんぼくしよどき人面墨書土器」と呼ばれ、土師器壺の外側に顔が表現される場合が多く存在します。宮都では、道路の側溝や運河で出土しており、祓などの祭祀に伴って水路に流して使用されたと考えられています。宮都の人面墨書土器は、いか おもだ厳つい面立ちをしていて、ひげ髭をたくわえた眼力の強い面立ちをしていることが多く、神奈川県近郊では静岡県三島市の箱根田遺跡の旧河道から同様の面立ちを持つものが出土していて、木製の人形などもみつかっています。こうしたものは、宮都と同じく祓などで使われたものと考えられます。

一方で、北関東や千葉県などでは、竪穴建物跡から人面墨書土器が出土する例が散見されます。人面を書くことが何を意味しているのかについても議論が多く、宮都ではえきびょう疫病の神などと解釈されることもあります。関東で竪穴建物跡から出土する例は、かまどがみ竈神を表したものであるとか、すいじん水神を表した器であるなどの指摘がなされ、千葉県では仏の顔が描かれた墨書土器も出土していて、多様な人面墨書土器が確認されます。



47.茅ヶ崎市七道伽藍跡出土の人形木製品

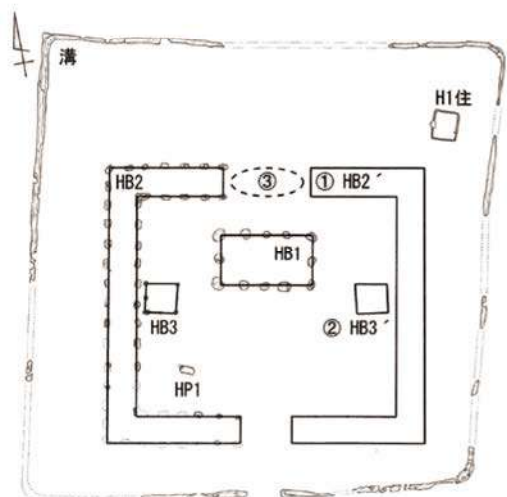
第4章 変容、そして新時代へ

(1) 律令制度の崩壊

9世紀から10世紀には関東におけるそうらん騒乱の記録が散見されます。その中で、相模・武蔵国とも関係する内容として、てんぎょう天慶の乱とも呼ばれるたいらのまさかど平将門の騒乱は、特にセンセーショナルな事件といえます。将門は天慶二(939)年十一月に常陸国衛を占拠したことで朝廷から反逆者とみなされ、足柄坂と碓氷峠より東の「坂東」諸国の「新皇」という立場を主張します。将門は天慶三(940)年二月十四日にたいらのさだもり平貞盛とふじわらのひでさと藤原秀郷らによって倒されますが、国司や郡司でもない将門が自身の治める土地を持ち、独自の武力で騒乱を主導したという事実は、律令の法規則とはかけ離れた状況と言え、律令体制の弱体化が見てとれます。

また、昌泰二（899）年九月十九日付けの官符では、馬を用いて武装した運送業者たち（僦馬の党）が富豪となる一方、群盗ともなって東山道・東海道を股にかけ暴れ回っていたことが上野国から伝えられています。群盗は「富豪の輩」とも呼ばれ、広大な土地や牛馬を持つ地元の有力者や私出拳（私的な稲の貸付）などで巨利を得た者たちでした。こうした律令のきまりに縛られない者も現われ、律令は守られなくなり、税の収税もままならなくなっていくのです。

神奈川県内でも、在地領主層との関係が指摘される遺跡として横浜市都筑区の神隠丸山遺跡が挙げられます。この遺跡は方形区画の内側に掘立柱建物が設置され、地元有力者の屋敷地とも考えられています。



48.神隠丸山遺跡の建物配置

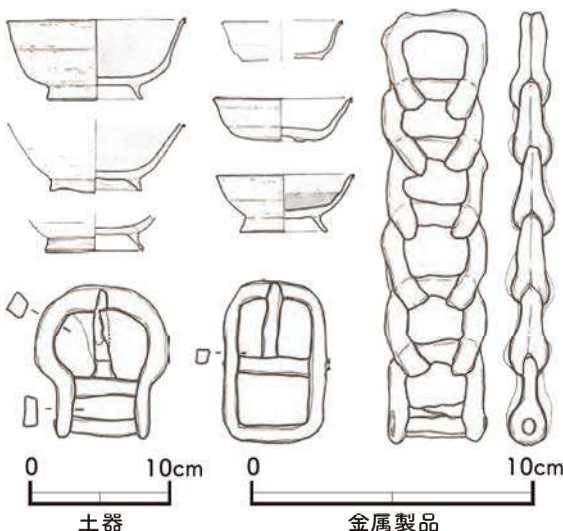
（2）兵の時代

平将門の乱でもみられる通り、10世紀以降、次第に地方における支配体制が変化していきます。各国の土地は国司が管理していますが、国司よりも上位の貴族に土地を寄進することで国司の巡察を免れる事案も増加し、在地領主層は天皇の皇子や摂関家などに寄進して地元の土地を保証してもらうようになります。在地領主層は形式上、土地の管理者としての立場となり、国司の権力を受け付けなくなるのです。こうした土地は荘園といい、急速に全国に広がっていきました。

また、国司側も前任国司がそのまま任地に居座り続けて税の収奪を続ける者や、国司が受領化（国司の長官職の任を受けて実際に現地へ赴任した者のことを呼び、平安時代以降次第に赴任国司が権力を持つこと）して、強い権力をもつ事案が発生し、ここに至って律令制度は正常に機能していない状況が明瞭となりました。

在地領主層は荘園を国司から守るために武力を有するようになっていき、武士団の形成につながっていったと考えられています。発掘調査の成果からは、東国の武士団を明瞭に読み取ることはできませんが、武具や馬具の出土から、武士団の痕跡を感じ取ることができます。

横須賀市佐原泉遺跡で墓穴と考えられる土坑から10世紀の土師器とともに馬具が出土していて、武人の墓の可能性も考えられる事例といえます。



49.佐原泉遺跡出土の墓坑と出土土器・馬具

終章 律令のおわり

東国における律令制度は、10世紀以降形骸化していきます。すでに戸籍の作成は行われなくなり、国内に何人の課税対象者がいるかも把握できていない状態です。収税を行おうにも、土地の多くは荘園となっており、国司には手が出せない状態となっていました。

こうした時代の中で、自分の土地を守っていくための武力を持った集団が、より力を増していきます。そして、12世紀には宮都で保元・平治の乱が起こり、天皇をも凌駕する絶大な権力を持った平家による武家政権が誕生しました。彼らは全国の武家を抑えて、その盟主的な立場になるとともに、天皇家との姻戚関係をもとに官職を独占していきました。

平家が倒された後は、源頼朝による開幕によって鎌倉が盛んに開発され、8世紀には郡家が置かれていた鎌倉市今小路西遺跡周辺も武家屋敷へと変容し、律令の時代から武士の時代へと変化したことが理解できます。また、鎌倉で出土する美しい文様や絵が描かれた中世の漆器からは美術工芸のレベルの高さを窺い知ることができ、古代とは一線を画する様子も見られます。

一方で土師器の伝統を引き継いだ土師質土器（かわらけ）が使われていく点や、陰陽道の呪符が記された木簡が出土している点は、古代からの連続性を伺うことができる点でしょう。律令全盛の時代ではなくなりますが、他方で律令の時代から続く習俗は中世社会に残っていくのです。



永福寺跡に葺かれた軒瓦



永福寺跡の出土遺構

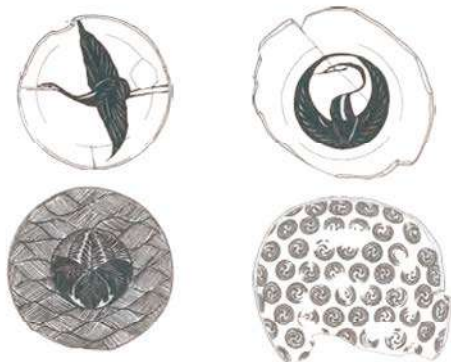


下馬周辺遺跡
鐘出土状況



下馬周辺遺跡
出土の鐘

今小路西遺跡で出土した鎌倉時代の漆器の実測図



今小路西遺跡で出土した鎌倉時代の漆器

50. 鎌倉出土の中世遺構・遺物
(中段以外の遺物は鎌倉市教育委員会所蔵)

◆挿図・写真の出典および提供

※本図録に掲載した挿図の出典および写真の提供元については、神奈川県教育委員会所蔵のものは省略しました。

3：①伊勢原市教育委員会提供、②海老名市教育委員会提供、③横浜市歴史博物館提供、④慶應義塾大学提供、⑤平塚市教育委員会提供 / 4：柏木善治 2005「神奈川県における前方後円墳以後と古墳の終末」『シンポジウム 前方後円墳以後と古墳の終末 発表要旨資料』東北・関東前方後円墳研究会大会実行委員会、柏木善治・林美佐 2006「古墳築造と生活の空間—古墳・集落を取り巻く諸現象から見た古墳時代前半の神奈川—」『東風史筆』8 東風史筆刊行会、西川修一 2007「相模の首長墓系列」『季刊考古学 別冊 15 武蔵と相模の古墳』雄山閣を参考に作成 / 6：①伊勢原市教育委員会提供 / 6：②秦野市教育委員会提供、③青山学院大学提供、④横須賀市教育委員会提供、⑤横須賀市自然・人文博物館提供、⑦(公財)横浜市ふるさと歴史財団 埋蔵文化財センター提供 / 7：伊勢原市教育委員会。“金銅単竜環把頭。”いせはら文化財サイト、2013-6-3。https://www.city.isehara.kanagawa.jp/bunkazai/docs/2013060300124/ (参照 2023-10-16) 掲載図版をもとに作成、一部転載 / 8：(公財) 鹿嶋市文化スポーツ振興事業団 2022「支配体制変化の模式図」『藤原鎌足一名をあげた藤原の祖 中臣鎌足—』, 25 頁より転載 / 9：〔下曾我遺跡〕齋木秀雄・降矢順子ほか 2002『下曾我遺跡 永塚下り畑遺跡第Ⅳ地点』鎌倉遺跡調査会・下曾我遺跡発掘調査団, 402 頁より転載 〔千代南原遺跡〕小出義治・國平健三ほか 2000『千代南原遺跡第Ⅶ地点』小田原市千代南原遺跡第Ⅶ地点発掘調査団, 第 56 図より転載 〔居村 B 遺跡〕大村浩司 2014「趣旨説明」『木簡、語る—シンポジウム「居村木簡が語る古代の茅ヶ崎」資料集—』茅ヶ崎市教育委員会, 7~9 頁より一部改変して転載 〔宮久保遺跡〕國平健三・長谷川厚ほか 1990「宮久保遺跡Ⅲ」神奈川県立埋蔵文化財センター, 第 817 図より一部改変して転載 / 10：(公財) 横浜市ふるさと歴史財団 埋蔵文化財センター提供 / 11：国分寺市教育委員会 2014『見学ガイド 武蔵国分寺のはなし—改訂二版増補版—』, 141 頁より一部改変して転載 / 12：平塚市教育委員会提供 / 13：16・17・20~22：府中市教育委員会提供 / 15：府中市郷土の森博物館「古代武蔵国府展示解説シート」を参考に作成 / 18：府中市 2019「新府中市史 原始・古代 資料編 2 文献史料」, 444 頁より転載 / 19：文献 18, 460 頁より転載 / 24：③平塚市博物館提供 / 25：②大村浩司・田尾誠敏ほか 2013「下寺尾官衙遺跡群の調査—下寺尾七堂伽藍跡・高座郡衙の調査—」茅ヶ崎市教育委員会, 195 図より転載 (原案：田尾誠敏氏・原図：霜出彩野氏) / 26：①河野真知郎・宮田真ほか『神奈川県鎌倉市今小路西遺跡 (御成小学校内) 発掘調査報告書 (第 1 分冊本文編)』, 図 670 をもとに作成 ②鎌倉市教育委員会提供 / 27：①横浜市教育委員会 1986「古代のよこはま」, 147 頁より転載 ②(株) 日本窯業史研究所提供 / 28：川崎市教育委員会。“橘樹官衙遺跡群の遺構配置推定図 (S-1/2000)”。川崎市教育委員会 HP. 2023-8-17。https://www.city.kawasaki.jp/880/cmsfiles/contents/0000093/93308/haichizu.pdf (参照 2023-10-16) を一部改変して転載 / 29 上：国分寺市教育委員会提供 / 29 下：平塚市教育委員会提供 / 31：〔からさわ瓦窯跡〕神奈川県教育委員会所蔵の赤星ノートより転載 (乗越瓦窯跡) 横須賀市教育委員会提供 / 32：国分寺市教育委員会 2019『武蔵国分寺跡』より転載 / 33 左：上記 11, 99 頁より転載 / 33 右：上記 11, 105 頁より転載 / 34 左：海老名市教育委員会 2021『史跡相模国分寺跡指定 100 周年記念展示 100 年かけて相模国分寺跡の謎にいでむ』, 10 頁より転載 / 34 右：上記 34 左, 裏表紙をもとに作成 / 35・36：海老名市教育委員会提供 / 37 写真：茅ヶ崎市教育委員会提供 / 37 図面：上記文献 25-②、第 20 図より転載 / 38：小田原市提供 / 39：小田原市郷土文化館提供 / 40 文字瓦：服部隆博・栗田一生 2014『神奈川県川崎市 橘樹官衙遺跡群の調査—橘樹郡衙跡・影向寺遺跡総括報告書〔古代編〕—』川崎市教育委員会, 126・127 頁を一部改変して転載 / 40 写真：川崎市教育委員会提供 / 40 図面：上記 28 を一部改変して転載 / 41：〔千代廃寺〕小田原市郷土文化館提供 (個人蔵 / 寄託資料)、〔相模国分寺〕海老名市教育委員会提供、〔影向寺〕川崎市教育委員会提供、〔宗元寺跡〕赤星直忠博士文化財資料館提供 / 42：厚木市教育委員会提供 / 43：川崎市教育委員会提供 / 44：寒川神社・川勾神社・比々多神社・前鳥神社提供 / 45：神奈川地域史研究会・盤古堂付属考古学研究所 2004『シンポジウム 古代の祈り—人面墨書土器からみた東国の祭祀—』, 150-152 頁より転載 / 46：佐々木知子・寺川光一郎 2003『箱根田遺跡発掘調査報告書』三島市教育委員会, 巻首図版 1・4・7・8 を一部改変して転載 / 48 図面：平山尚言・平野卓治 2020『神隠丸山遺跡 1』横浜市教育委員会, 図 32 より転載 / 48 写真：(公財) 横浜市ふるさと歴史財団 横浜市歴史博物館提供 / 49 写真：横須賀市教育委員会提供 / 49 図面：中村勉・臼井敦ほか 1989『佐原泉遺跡』泉遺跡調査団, 第 127 図を抜粋、一部改変して転載 / 50 写真：中段を除き鎌倉市教育委員会提供 / 50 下段図面：菊川英政・長澤保崇ほか 2008『今小路西遺跡 (No.201) 発掘調査報告書』株式会社齊藤建設, 図 78・79・99 より抜粋して転載

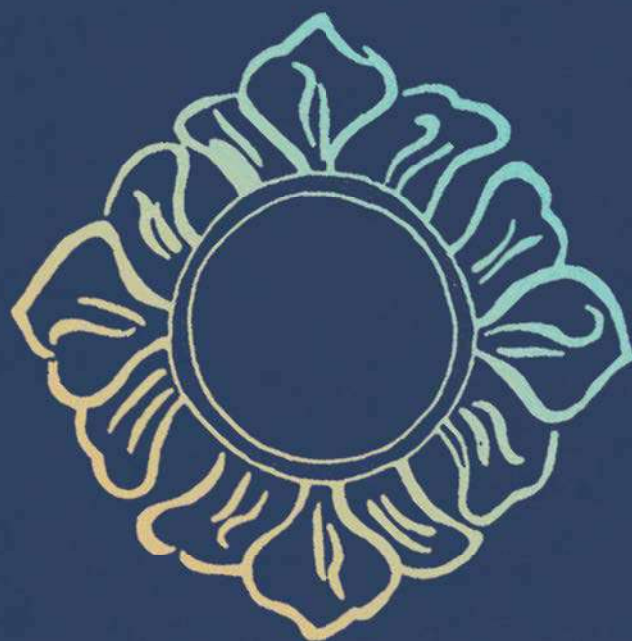
◆主な参考文献 ※順不同 (「挿図・写真の出典および提供」に記載したものは省略)

1. 鈴木靖民 2014『相模の古代史』高志書院 / 2. 厚木市教育委員会社会教育部文化財保護課文化財保護係 2023『厚木市史 古代通史編』厚木市 / 3. 平塚市博物館市史編さん担当 2003『平塚市史 11 下 別編考古 (2)』平塚市 / 4. 府中市 2021『新府中市史 原始・古代 資料編 3 考古資料 2』 / 5. 五味文彦 2021『武士論—古代中世史から見直す—』講談社 / 6. 富永樹之 2006「東国の「村落内寺院」の諸問題—千葉県以外を主体として—」『在地社会と仏教』奈良文化財研究所 / 7. 財団法人かながわ考古学財団 2010『掘り進められた神奈川の遺跡—旧石器から近代まで—』有隣堂 / 8. 川尻秋生 2017『古代の東国 2 坂東の成立—飛鳥・奈良時代—』吉川弘文館 / 9. 荒井秀規 2017『覚醒する (関東)』吉川弘文館 / 10. 佐藤信 2018「基調講演 古代相模国と地方官衙」『考古論叢神奈川』第 25 集, 1-12 頁 / 11. 田尾誠敏 2018「基調講演 古代相模国と地方官衙」『考古論叢神奈川』第 25 集, 13-30 頁 / 12 三舟隆之 2018「基調講演 古代相模国と地方官衙」『考古論叢神奈川』第 25 集, 31-46 頁 / 13. 佐藤信編 2017『古代東国の地方官衙と寺院』山川出版社 / 14. 須田勉・阿久津久編 2013『古代東国の考古学 1 東国の古代官衙』高志書院 / 15. 井上尚明・田中広明編 2020『古代東国の考古学 6 飛鳥時代の東国』 / 16. 大橋泰夫・江口桂編 2020『季刊考古学』第 152 号、雄山閣 / 17. 國平健三 2010「相模国にみる古代寺院の展開—宗元寺跡の忍冬交飾蓮華文軒丸瓦の系譜と年代をめぐって—」『神奈川地域史研究会会誌』第 27 号、神奈川地域史研究会 / 18. 江口桂 2014『考古調査ハンドブック 11 古代官衙』ニュー・サイエンス社 / 19. 横浜市歴史博物館 1995『横浜市歴史博物館常設展示案内』 / 20. 横須賀市 2010『新横須賀市史 別編 考古』 / 21. 神奈川県教育委員会文化財保護課 1990『神奈川の遺跡—先土器から小田原城まで—』 / 22. 平塚市博物館 2001『相模国の古墳』 / 23. 小田原城天守閣 2014『平成 26 年度小田原城天守閣特別展 いにしへの小田原—遺跡から見た東西文化の交流—』

◆協力機関・協力者 ※各五十音順、敬称略

青山学院大学、赤星直忠博士文化財資料館、あつぎ郷土博物館、厚木市教育委員会、海老名市温故館、海老名市教育委員会、(株) 日本窯業史研究所、小田原市、小田原市教育委員会、小田原市郷土文化館、鎌倉市教育委員会、鎌倉歴史文化交流館、川崎市教育委員会、川崎市市民ミュージアム、慶應義塾大学、国分寺市教育委員会、(公財) かながわ考古学財団、(公財) 横浜市ふるさと歴史財団 埋蔵文化財センター、三之宮郷土博物館、宗教法人川勾神社、宗教法人弘明寺、宗教法人前鳥神社、宗教法人寒川神社、宗教法人比々多神社、宗教法人影向寺、秦野市教育委員会、平塚市教育委員会、平塚市博物館、藤沢市、府中市教育委員会、府中市郷土の森博物館、松田町教育委員会、三島市教育委員会、武蔵国分寺跡資料館、横須賀市教育委員会、横須賀高等学校、横須賀市自然・人文博物館
阿諏訪青美、新井悟、荒井秀規、有山佳孝、安藤広道、五十嵐睦、石澤菜衣子、磯口健太郎、井上和人、宇都洋平、遠藤雅典、大塚健一、大村浩司、押方みはる、柏木善治、加藤大二郎、加藤夏姫、加藤浩昭、河野一也、桐生海正、草門隆、栗田一生、剣持輝久、近藤史昭、齋藤彦司、酒井美帆、櫻井はるえ、佐々木健策、佐藤健二、佐藤信、神野祐太、眞保昌弘、菅沼圭介、菅間裕二、鈴木天海、鈴木弘太、須藤格、瀬川涉、田尾誠敏、高橋香、竹尾進、立原普乃果、田中里奈、丹治雄一、土屋了介、永井治子、中嶋友、野田憲一郎、橋口豊、葉山貴史、廣瀬啓、深澤清幸、福田誠、古屋紀之、松坂悟、眞鍋早紀、水野順敏、美松寛昭、横山諒人、依田亮一、渡邊浩貴、和田山千曉

鎌倉



歴史

令和5年度 かながわの遺跡展

華ひらく律令の世界

発行日 令和5年12月16日
編集 神奈川県教育委員会教育局生涯学習部
文化遺産課中村町駐在事務所
(埋蔵文化財センター)
発行 神奈川県教育委員会
印刷 株式会社ファミロード